

## 令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 会期日程

1 会 期 3月6日（水）から21日（木）まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程・ 提案説明
7日	木			審査日
8日	金			審査日
9日	土			閉 庁
10日	日			閉 庁
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
16日	土			閉 庁
17日	日			閉 庁
18日	月	予算特別委員会	9時	付託事件審査
19日	火	予 備 日		
20日	水			閉 庁
21日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年3月6日 午後1時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年3月6日 午後2時12分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 13人	5	野口美恵子	出		
	欠席 0人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	12	西藤典子		13	篠原哲哉	

職務出席	議会事務局長	広瀬真一	出	議会事務局次長	加藤優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康こども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第5 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第6 議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算
- 日程第18 議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結

令和6年3月6日 3月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	3番 星 正 彦
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和6年第2回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

行政報告の許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。

はじめに、副町長に関する行政報告をいたします。浅野 彩 副町長におかれましては、令和3年4月1日より福岡県より派遣していただき、鞍手町の副町長として3年間にわたり、本町の行財政運営にご尽力をいただきました。このたび、令和6年3月31日をもって、退職され県職員に復職されることとなりましたので、ご報告させていただきます。浅野副町長におかれましては、慣れない環境の中だったとは思いますが、福岡県で培われた知識や経験を存分に発揮され、本町の円滑な事務の推進や職員の人材育成、地域との関係

性の構築に努められ、本町の行政運営に多大な貢献をしていただき、多くの功績を残されました。これまで職責を果たしていただいたことに深く感謝を申し上げますとともに今後、福岡県での更なるご活躍を祈念申し上げる次第でございます。

以上、副町長に関する行政報告を終わります。

次に、令和6年能登半島地震に関する行政報告をいたします。令和6年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震に伴う鞍手町の対応につきまして、報告をいたします。まずは、このたびの石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。本町では、義捐金として日赤共同募金を通じて、東日本大震災、熊本地震の際と同様に一般会計予備費を使用して200万円を支出いたしました。人的支援といたしましては、2月7日に福岡県より「令和6年能登半島地震に係る職員派遣について」の文書が発出され、福岡県及び市町村が一体となって被災地を支援することとなりました。そのため、本町職員1名を3月18日から4月2日までの16日間派遣することとしております。今後も福岡県や福岡県町村会からの要請に基づき可能な限り対応していきたいと考えております。

以上、令和6年能登半島地震に伴う鞍手町の対応についての行政報告を終わります。

#### ○議長（的野信之君）

以上で行政報告を終わります。

次にお手元のタブレット端末機に、町長より提出されております「鞍手町立小学校統合基本計画（改訂版）」、「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和4年度報告書）」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」並びに「令和5年度後期定期監査結果報告書」を送信していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

12番議員 西藤典子議員 及び

13番議員 篠原哲哉義委員 を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明 町長より施政方針の申し出が 있습니다ので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

## ○町長（岡崎邦博君）

令和6年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提出いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、令和5年度の取り組みを振り返りながら、令和6年度の施政方針を申し上げます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。約4年間にわたって猛威を振るった新型コロナウイルスの感染が徐々に勢いを失い、昨年5月には2類から5類へと分類が移行したことで、少しずつコロナ以前の日常が戻ってきているように思います。令和5年度の町民皆様へのワクチン接種につきましては、国の財源を活用しながら、春と秋の2回に分けて実施いたしました。ただ、本年1月にWHO世界保健機関が発表した新型コロナウイルスの感染状況は、新たな変異ウイルスによる感染が拡大しており、入院や重篤化のリスクは高くないとされていますが、引き続き感染対策に十分な注意が必要との見解が示されています。

次に、物価高騰対策について、でございます。ウイズコロナのもと、社会経済の正常化が進む一方で、ロシア・ウクライナ情勢や円安の進行などによるエネルギーや食料品、資材等の価格上昇が住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。そのような状況の中で、本町では国の交付金等を財源とした「住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金」や「社会福祉施設等への電気・ガス等の物価高騰対策」、「保育所、認定こども園、小中学校に対する給食材料費高騰対策」、「上水道の基本料金の減免」、「小中学校の学校給食費の減免」などの独自支援に取り組んで参りました。しかしながら、世界各国でインフレが進行しており、それぞれの国が金融政策などによりインフレ対策を行っていますが、日本円の円安基調は変わらず、日本において物価が安定するにはしばらく時間を要するのではないかと考えます。今後は、国が掲げる「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長への投資と改革」の3つの重点分野を基本として、特に「賃金と物価の好循環」の実現に期待するとともに長引く物価高騰の状況と国及び県の動向を注視しながら、本町に必要な施策の検討を行って参ります。

現副町長の退職について、でございます。行政報告においても述べさせていただきましたが、私が、初めて町長という重責を担わせていただいて3年目にあたる令和3年4月に、副町長として福岡県より派遣いただいております「浅野彩」副町長が今月末を以って退職することとなりました。浅野副町長におかれましては、3年間にわたり慣れない環境の中だったと思いますが、福岡県で培われた知識や経験を存分に発揮され、本町の円滑な事務の推進や職員の人材育成、地域との関係性の構築に努められ、本町の行政運営に大きな好影響を与えていただきました。これまで職責を果たしていただいたことに深く感謝を申し上げますとともに、今後、福岡県での更なるご活

躍を祈念申し上げる次第でございます。

それでは次に、私が2期目の町長就任時に掲げております「未来に続く持続可能な町を目指すための3つの政策目標」を踏まえながら令和6年度に向けた主な施策の取り組みについて述べさせていただきます。まず一つ目は「安全安心な鞍手町に」であります。ここでは、6つの施策について述べさせていただきます。まず、新型コロナウイルスへの対応についてです。昨年5月に2類から5類へと分類が移行したことで、インフルエンザと同じ定期接種B類として、高齢者を中心に接種を行ってまいります。今後も引き続き国及び県の動向を注視しながら、感染拡大防止、そして新型コロナウイルス感染症の終息に向けて努めて参りたいと考えています。

次に、災害に強い役場新庁舎の建設についてです。役場庁舎等の移転建替えにつきましては、これまで資材価格の高騰等を主な要因とする増額補正の発生など、想定外の事案に直面して参りましたが、議員各位や町民皆様のご理解とご協力により、無事、工事着工を迎えることができ、現在では、庁舎本体部分の躯体工事が進み、鉄骨も組みあがったことで庁舎の全貌が見えてまいりました。これから内外装の工事が進み、本年10月末に竣工、そして翌年の1月初めには、災害に強いまちづくりの根幹をなす新庁舎の開庁を迎えることとなります。新庁舎建設と並行して大規模改修を進めてきました中央公民館も本年10月末には館内の改修が完了し、また、歴史民俗博物館別館におきましては、翌年4月の開館を目指し工事を進めているところでございます。

次に、六田川や西川などの治水対策についてです。西川改修事業につきましては、県事業として平成22年度から取り組んでいるところでございますが、工事の進捗状況といたしましては、今年度末で、全体の約60%が完了することになります。残りの工事につきましても、令和12年度末の工事竣工に向けて県と連携を図りながら取り組んで行くこととしております。

次に、六田川の治水対策について、でございますが、準用河川六田川治水対策検討委員会からの答申をもとに、これまで国・県からの技術的指導や助言をいただきながら、現地のボーリング調査などに着手し、現地周辺の状況把握に努めて参りました。しかしながら、事業規模が膨大であることや用地取得の合意形成が図れないなど、事業化への取り組みが難しい状況となっております。今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに地権者等の理解が得られるよう努めて参りたいと考えております。

次に、本町交差点と周辺歩道の整備についてです。一般県道新延・植木線歩道設置工事につきましては、既に事業化され、これまでに用地測量や用地買収、補償契約などが完了しております。本格的な歩道の設置工事につきましては、令和6年度から開

始されることとなっており、今後も県と連携しながら、事業化されていない部分を含め積極的な要望活動を行い、地域住民の安全の確保に努めて参ります。

次に、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練についてです。近年の災害は、甚大な被害を及ぼす地震や地球温暖化の影響による風水害が激甚化・頻発化しています。被害を最小限にするためには、日ごろからの備えが必要です。災害の発生を前提に「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその主体を時系列に整理した計画を町や企業、住民が連携して策定することにより、災害時の対応を円滑に行えることができるようになります。これからも、関係機関や自主防災組織との連携を密にして、避難訓練の実施とタイムライン作成に向けた取り組みを進めて参ります。

次に、小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定についてです。小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用につきましては、これからの人口減少・少子高齢化の時代を踏まえ、本町の10年、20年先の姿をしっかりと捉えながら、今後も本町が管理するもの、民間等と連携して活用するもの、売却するものなど、施設周辺のコミュニティとの調和を考慮しながら、各施設における「機能と役割」を明確にし、検討を進めて参りたいと考えております。また、避難所の再配置につきましては、昨夏に小学校統合後の状況を踏まえた再配置（案）をまとめましたが、昨今の異常気象による風水害や本年1月の震度7を記録した能登半島地震を受け、改めて避難所の重要性を再認識したところです。今後も公共施設の利活用と併せて避難所の在り方を再認識しつつ、住民生活の安全安心の確保に努めて参りたいと考えております。

2つ目は「明るく元気な鞍手町に」であります。ここでは、5つの施策について述べさせていただきます。まず、小学校統合についてです。子どもたちが元気に楽しく学べる小学校の建設に向けて、教育委員会において令和5年6月に鞍手町立小学校統合基本計画を策定いたしました。令和5年度は、9月と12月の定例会において、小学校統合・再編事業にかかる補正予算の議決をいただき、建設地の測量や設計等にかかる発注者支援業務、ボーリング調査などに着手させていただいたところです。また、教育課より全員協議会で報告されたとおり令和10年4月の開校に向けて、基本計画が改訂されたところであり、鞍手町の未来を担う子どもたちに最適な教育環境を提供できるよう円滑に事業を進めて参りたいと考えております。

次に、ICTを活用した教育DXの推進についてです。ICTの活用が日常のものとなっている今の時代を生きる子ども達にとって、ICT端末は欠かせないものとなっています。国は令和元年度にGIGAスクール構想を立ち上げ、本町では令和2年度に児童・生徒1人に1台のコンピューター端末の配布や通信ネットワークの環境整備を行いました。また、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入しています。



これまでの教育にICTを導入することで、生徒・児童の表現や思考の幅が広がり「主体的・対話的な深い学び」と「個別最適な学び」、「協働的な学び」が実現できるようになりました。今後も、質の高い教育の実現に向け、教職員がICTを活用した様々な教育を実践できるよう学習方法の習得に向けた環境づくりに努めて参りたいと考えています。

次に、誰一人取り残さないデジタル化の推進についてです。近年の情報通信技術の高度化に伴い、それを活用するためのツールであるパソコンやスマートフォンは、もはやコミュニケーションや買い物、キャッシュレス決済など、私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。令和3年9月に発足した「デジタル庁」では「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、国全体のデジタル化に取り組んでいます。本町では、デジタル技術を活用した住民サービスを享受できる自治体を目指すため、令和4年度に鞍手町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画を策定しました。これまでの取り組みとしては、令和4年度にデジタルデバイス対策としてのスマホ教室の開催、令和5年度ではSNSを活用した情報発信や行政サービスの申込みを可能としたLINE庁舎に取り組みました。今後は、新庁舎移転を見据え、さらにデジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指してデジタル化の推進に努めて参ります。

次に、地域おこし協力隊についてです。地域おこし協力隊につきましては、現在、全国で6,447人の方が様々な活動をされています。そのうち、65%にあたる4,190人の方が任期満了後も活動地域やその周辺に居住し、継続して地域の活性化に取り組まれています。昨年の12月に国立社会保障人口問題研究所が公表した2050年での人口推計では、本町の人口が8,700人まで減少すると公表されています。そして、それに関連して、空家も増えてくることから、引き続き本町の課題である定住促進と空家対策の両方の解決に向けた取り組みが重要になってくると考えています。この取り組みには、町職員の知恵や工夫はもちろんのこと、地域おこし協力隊などの地域外の人材による新たな視点での「まちの魅力」の発見や切れ目のない「情報発信」が必要不可欠であると考えており、国の財源措置を有効に活用しながら、協力隊員とともに地域の活性化に努めて参りたいと考えています。

次に、企業誘致と産業の振興についてです。現在、鞍手インターチェンジのアクセス道路として「県道直方・鞍手線」のバイパス整備事業が進められており、中山地区から猪倉地区へ向かう2期工区は本年度末で開通の予定となっています。これにより、人や物の流通が活発化され、今後の経済効果の高まりに期待するところでございます。また、広域事業として取り組みを進めています直方・鞍手工業用地造成事業に

つきましては、鞍手町と福岡県、直方市との間で造成事業に関する協定書の締結を終え、令和6年度から県事業として造成工事が始まります。工期は令和7年度末を予定しており、工事完了後は、福岡県が主体となって企業誘致を進めることとなっております。今後も鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの交通アクセスの優位性を活かし、産業拠点としてのポテンシャルの高さを発信しながら、産業の振興に努めて参りたいと考えています。

3つ目は「人と地球にやさしい鞍手町に」であります。ここでは、3つの施策について述べさせていただきます。まず、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化に向けた取り組みについてです。令和3年3月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまで「脱炭素化推進戦略」の策定や「公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査」などに取り組み、本年度末に「地球温暖化対策実行計画」の策定を終える予定となっております。本町におきましては、新庁舎をはじめとした公共施設への太陽光発電設備等の導入を進めることとしており、将来にわたって豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継げるよう町民や事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を推進して参りたいと考えています。

次に、地域公共交通の利便性の向上についてです。本町の公共交通は、すまいるバス、もやいたクシーのほか、JRと西鉄バスが運行していますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまでに路線廃止や減便などの措置が取られてきました。このような中で、本町では地域公共交通の利便性を高めるため、地域住民の声を聴取しながら、住民や交通事業者、学識経験者、行政で組織する地域公共交通会議において、運行の見直しや新たな運行形態の提案・検討を行い、利用者にとり添った地域公共交通計画の策定に努めて参りました。これからの新しい運行サービスとして、「AI活用型オンデマンド交通」の導入を検討しております。これは、AIを活用することでリアルタイムな予約が可能となり、現在の予約型乗合タクシー「もやいたクシー」における1時間前までの予約が不要となるものです。まずは、実証運行に取り組み、改善を図りながら本格運行に移行することを想定しておりますが、「もやいたクシー」の改善点を踏まえ、AIを活用した先進的な公共交通として取り組むこととなることから、利用者の満足度と利便性の向上につながるものと考えております。今後も、交通事業者並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら更なる公共交通の充実を図っていきたくと考えております。

次に、ごみの減量化と食品ロスの削減についてです。ごみの減量化の取り組みとしましては、月2回、宮若市、小竹町と共同で「くらしクリーンセンター」を拠点とした資源回収事業に取り組んでいます。多くの住民に資源の持ち込みをいただいております。

ますが、更なるごみの減量化に向け、令和6年度より本町単独の資源回収事業に着手し、試行的に実施していきたいと考えております。また、食品ロスの削減につきましては、大きな社会問題として取り上げられています。一見、食品ロスは食品メーカーやスーパーマーケットなどで発生していると思われがちですが、食品ロスの半分は家庭から発生しています。要因は様々ありますが、住民一人ひとりの意識や工夫によってロスを減らすことができます。本町としましては、住民等への啓発を行いながら、他団体が取り組んでいるフードドライブなどの取り組みを参考に、食品ロスの削減に努めて参りたいと考えております。

以上、これまでの取組を振り返りながら、令和6年度の施政方針を述べさせていただきました。私の「未来に続く持続可能な町を目指すための3つの政策」は、スタートしたばかりでございます。この政策を着実に進め、鞍手町の良いところは残しながら、流れを止めることなく社会情勢の変化に順応できる活力に満ちた持続可能な町とするため、職員と一丸となって取り組み、心豊かで幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現していく所存でございます。どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の令和6年度に向けた施政方針といたします。

#### ○議長（的野信之君）

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。送信資料のとおり、鞍手町選挙管理委員会委員には、

古野明裕君（ふるの あきひろ）

白石實枝君（しらいし みえ）

長友浩一君（ながとも こういち）

櫻井輝代君（さくらい てるよ）

以上の方を指名します。お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました、古野明裕君、白石實枝君、長友浩一君、櫻井輝代君以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に鞍手町選挙管理委員会補充員には、

西原邦江君 (にしはら くにあ)

狩野 淳君 (かりの あつし)

尾崎知子君 (おざき ともこ)

栗田知子君 (くりた ともこ)

以上の方を指名します。お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました、西原邦江君、狩野 淳君、尾崎知子君、栗田知子君以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に進みます。日程第5 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。送信資料のとおり議会の意見を求められています。これから質疑を行います。本件について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。本件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。本件について、原案のとおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第6 議案第2号から日程第12 議案第8号までの7件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

日程第6 議案第2号から日程第12 議案第8号までの7件につきまして、一括して

提案説明を申し上げます。

日程第6議案第2号は、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例であります。本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、国に準じて会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになったことに伴い、条例の全部改正を行うものです。

日程第7議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手町の附属機関に、新たに地域公共交通の運賃等について協議を行う鞍手町地域公共交通運賃協議会を設置するほか、統合小学校建設に向けての設計及び施工の業者選考を行うため、鞍手町立小学校等建設設計・施工候補者選考委員会を設置することに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものです。

次に、日程第8議案第4号は、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9議案第5号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、国に準じて、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになったことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10議案第6号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、消防団員の報酬及び費用弁償について、国が示す基準額との均衡を図るため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11議案第7号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、特定教育保育施設等の重要事項の揭示等に関する規定が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12議案第8号は、鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例であります。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6議案第2号から日程第12議案第8号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第13議案第9号から日程第16議案第12号までの4件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第13議案第9号から日程第16議案第12号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第13議案第9号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第8号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費において、今年度末に依願退職の申出があったことから2名分の退職手当を追加しております。同じく総務費の、ふるさと納税推進費において、ふるさと寄附金の伸びに伴い、返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連費用として4,725万円を追加しております。

次に3款民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金において所要の補正をするほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより142万8千円を減額しております。また、介護保険広域連合負担金において、負担金の額が確定したことにより、2,999万5千円を減額しております。同じく、民生費の認定こども園費、広域保育所費においては、園児数が見込みを下回ったことにより、委託料等の減額をしております。また、子ども医療対策費、ひとり親家庭等医療対策費においては、医療給付費が見込み額を下回ることから、それぞれ医療費の減額をしております。同じく、民生費の障害児支援費において、利用者の増加に伴う障害児通所給付費等の関連予算として、252万円を追加しております。

次に、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費において、接種率が見込みを下回ったことにより、予防接種業務委託料で1,797万9千円を減額しております。

次に、6款農林水産業費では、水田農業担い手機械導入支援事業費において、県の補助対象件数が5件の要望に対し、2件の採択となったことに伴い、水田農業担い手機械導入支援事業補助金1,144万6千円を減額しております。

次に、8款土木費では、高速道路跨道橋撤去委託事業費において、事業費確定に伴い1,557万9千円を減額しております。

次に、9款消防費では、消防施設管理事業費において、防火水槽の新設工事を予定していましたが、土地所有者からの設置箇所の変更要望があり、工事实施が困難と

なったことから関連費用1, 144万1千円を減額しております。

次に、10款教育費では、幼稚園費及び認定こども園費において、園児数が見込みを下回ったことにより、補助金を減額しております。一方、歳入では11款 地方交付税において、令和5年度国の補正予算第1号により、国税収入の決算等に伴い地方交付税が増額されたことから、普通交付税で5,006万8千円を追加しております。そのほかには、歳出予算の補正に関連して、15款国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行うほか、18款寄附金でふるさと寄附金を追加しております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ1億2,318万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、110億4,032万1千円としております。

次に、日程第14議案第10号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、歳出では、保健事業費等の減額、歳入では、国民健康保険税の追加等の補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ675万4千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ18億4,470万1千円としております。

次に、日程第15議案第11号は、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金の減額等の補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ350万3千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億1,030万円としております。

次に、日程第16議案第12号は、令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、前年度返済の滞った借受人について、納付折衝により今年度に2か年度分を納付する見込みとなったことから補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ8万2千円を増額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ64万8千円としております。

以上が、日程第13議案第9号から日程第16議案第12号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第17議案第13号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第17議案第13号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第17議案第13号は、令和6年度鞍手町一般会計予算であります。はじめに、予算編成に係る背景にふれながら令和6年度鞍手町一般会計予算の提案説明を申し上げます。我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えています。他方、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いており、これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあるため、政府は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図ることとしております。こうした中、国の予算編成における基本方針では、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、半導体・IT等の分野での国内投資の促進、少子化対策・こども政策の抜本強化など、重要な政策課題について、メリハリの効いた予算編成を行うとされております。これらの方針により編成された、国の一般会計予算総額は、1兆1,257億7,177億円、前年度に比べ1兆8,095億円、率にして1.6%減で今国会に提案されております。一方、令和6年度の地方財政計画では、歳出面においては、こども・子育て政策の強化等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加が反映されることとなっております。歳入面においては、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。また、地方交付税の総額は、1兆8,667億1億円で、前年度と比較して3,060億円、率にして1.7%増となっております。一方で、赤字地方債である臨時財政対策債は、4,544億円で、前年度と比較して5,402億円、率にして54.3%の減と大幅に抑制され、過去最少の発行額となっております。このような状況を踏まえ、本町におきましては依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら流れを止めることなく社会情勢の変化に順応し、「活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくり」を目指したまちづくりに向けて予算編成を行ったところです。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。まず、令和6年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ130億7,689万7千円であり、前年度と比較して、24億7,642万3千円、率にして、23.4%の増額と



なっております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心に説明いたします。1款議会費です。議会費全体では、前年度と比較して138万9千円減額となる9,177万円を計上しております。次に2款総務費です。総務費全体では、前年度と比較して15億1,138万5千円増額の50億8,110万8千円を計上しております。主なものは、ふるさと納税推進費で、歳入側のふるさと応援寄附金を8億円で見込み、それに対応する返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連予算として8億27万9千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備等に係る経費として1億9,090万6千円を計上しております。

次に、庁舎等建設費では、役場庁舎等の建設に伴う関連費用として29億8,991万1千円を計上しております。また、庁舎等移転関連費では、電算システムに係るネットワーク環境の構築費や防災無線システム等の移設費など、関係課の総額で1億4,680万5千円を計上しております。

次に、新規事業の主なものとして、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、移住定住に結びつく地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、情報を提供し、地域への定住・定着を図るための地域おこし協力隊の関連予算として377万3千円を計上しております。

次に、地域公共交通の利便性を高めるため、AI技術を活用し、リアルタイムに予約することが可能となる公共システムを導入するための関連予算としてオンデマンド交通運行事業費で4,896万9千円を計上しております。

次に、鞍手町DX推進計画に基づき、各種手続きにおいて申請者による書類の記載等を行わずに手続きを行う「書かない窓口システム」を導入するための関連予算としてデジタル活用支援事業費で3,850万9千円を計上しております。

次に、3款民生費です。民生費全体では、前年度と比較して3億5,261万1千円増額となる32億2,083万6千円を計上しております。主なものは、後期高齢者医療事業費で3億7,432万4千円を、障害福祉サービス費で6億1,489万3千円を、介護保険事業費で3億2,224万5千円を計上しております。

次に、新規事業の主なものとして、国の定額減税制度において、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方を対象とした給付金の関連予算として、定額減税補足給付金給付費で1億4,918万8千円を計上しております。

次に、支援が必要な子どもや妊産婦等への相談支援体制の強化を図るため、こども家庭支援センター運営事業費で1,189万6千円を計上しております。

次に、4款衛生費です。衛生費全体では、前年度と比較して2,415万1千円増額となる9億6,937万3千円を計上しております。主なものは、乳幼児や高齢者をはじめとして、住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で、令和6年度から定期接種化される新型コロナワクチンの費用を含む関連予算として5,553万1千円を計上しております。

次に、ごみ減量化の取組として、1市2町で取り組んでおります資源回収事業に加え、更なるごみの減量化に向け、本町独自の資源回収事業に着手するための関連予算をごみ減量推進事業費に計上しております。6億1,489万3千円を、介護保険事業費で3億2,224万5千円を計上しております。次に、新規事業として、40歳未満のがん患者の在宅での療養生活を支援するため小児・AYA（あや）世代がん患者在宅療養生活支援事業費で48万6千円を計上しております。

次に、新規事業として、40歳未満のがん患者の在宅での療養生活を支援するため小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業費で48万6千円を計上しております。

次に、6款農林水産業費です。農林水産業費全体では、前年度と比較して81万2千円減額となる1億9,614万1千円を計上しております。主なものは、多面的機能支払事業費で3,613万4千円を、防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、ため池ハザードマップ作成業務を含む関連予算として、3,650万円を計上しております。

次に、7款商工費です。商工費全体では、前年度と比較して1億7,820万3千円増額となる2億2,775万5千円を計上しております。主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアム付地域振興券の発行に要する関連予算として、地域振興券発行支援事業費で、1,750万円を計上しております。なお、令和6年度のプレミアム付地域振興券の発行総額は1億7千万円、プレミアム率は20%を予定しております。なお、県の補助要件に則り発行総額の20%分をキャッシュレス商品券にすることとしております。次に、福岡県及び直方市と共同で工業用地を整備するための負担金として、直方・鞍手工業用地造成事業費で1億6,961万5千円を計上しております。

次に、8款土木費です。土木費全体では、前年度と比較して1,888万3千円増額となる8億2,352万6千円を計上しております。主なものは、九州自動車道と交差する高速道路跨道橋の老朽化に伴う撤去工事において、工事を実施する西日本高速道路株式会社に対する高速道路跨道橋撤去委託料として、2,077万円を計上しております。

次に、福岡県が実施する遠賀川下流左岸の河川整備計画に基づき、井尻橋及び末森

橋の架替え事業の負担金として、西川改修事業費で1億8,937万8千円を計上しております。

次に、下水道事業費で一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金として2億7,711万8千円を計上しております。

次に、9款消防費です。消防費全体では、前年度と比較して2,033万7千円減額となる3億231万3千円を計上しております。主なものは、常備消防に係る負担金として直轄広域消防事務組合負担金で2億4,466万2千円を計上しております。

次に、消防施設管理事業費で、防火水槽の新設工事等を含む関連予算として2,021万4千円を計上しております。

次に、10款教育費です。教育費全体では、前年度と比較して4億2,925万5千円増額となる12億384万1千円を計上しております。主なものは、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版に基づき、基本設計業務費を含む関連予算として1億344万9千円を計上しております。

次に、庁舎等建設事業の関連事業として実施している公民館大規模改修事業費で1億2,691万5千円を、また、歴史民俗博物館別館建設事業費で8,976万1千円を計上しております。

次に、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費の減免措置を4月から6回分実施するための予算として、学校給食減免措置費で2,994万円を計上しています。次に、12款公債費においては、前年度と比較して、1,552万7千円減額となる9億4,762万2千円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和6年度においても依然として厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。はじめに、1款町税においては、前年度と比較して、3,081万7千円減額となる18億2,117万7千円を計上しております。主な増減としては、個人町民税の現年課税分で定額減税の影響などにより7,137万3千円の減額を、法人町民税の法人税割現年課税分で1,234万5千円の増額を見込んでおります。

次に、7款地方消費税交付金においては、前年度と比較して、2,200万円減額の3億5,800万円を計上しております。次に、11款地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して、8,000万円増額となる29億3,000万円を計上しております。

次に、15款国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上し

たことなどから、前年度と比較して、2億2,533万2千円増額となる16億8,691万2千円を計上しております。

次に、16款県支出金では、前年度と比較して、4,744万7千円増額となる7億1,223万1千円を計上しております。

次に、18款寄附金においては、前年度と比較して、1億円増額となる8億2千円を計上しております。

次に、22款町債においては、前年度と比較して、12億590万円増額となる26億7,210万円を計上しております。このうち、臨時財政対策債は地方財政計画で示された減少率を参考に見込んだ結果、前年度と比較して、2,700万円減額となる1,700万円を計上しております。そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源9億7,366万円を、19款繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。なお、小学校統合整備事業の継続費として、令和6年度から令和9年度までの総額81億7,460万9千円を「第2表継続費」に計上しております。

以上が、日程第17議案第13号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

先ほど説明しました日程第17議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算の中で、2款総務費の中で「基幹システム管理費につきまして、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備に係る経費として」ここで読み間違いをしております、1億9,990万6千円を計上しております。これが正しい数字でございます。訂正してお詫び申し上げます。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第18議案第14号から日程第25議案第21号までの8件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第18議案第14号から日程第25議案第21号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18議案第14号は、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。本予算は、国民健康保険を運営するために必要な医療給付費等の関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億5,431万9千円としております。

次に、日程第19議案第15号は、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。本予算は、高齢者の医療の確保と円滑な運営のため、保険料等の関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億5,029万9千円としております。

次に、日程第20議案第16号は、令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出しするものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ32万5千円としております。

次に、日程第21議案第17号は、令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は、町内11か所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,200万7千円としております。

次に、日程第22議案第18号は、令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ712万7千円としております。

次に、日程第23議案第19号は、令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,938万1千円としております。

次に、日程第24議案第20号は、令和6年度鞍手町水道事業会計予算であります。本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,261万3千円に対し、水道事業費用3億6,027万9千円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入884万4千円に対し、資本的支出1億2,715万3千円で、差引1億1,830万9千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

次に、日程第25議案第21号は、令和6年度鞍手町下水道事業会計予算であります。本予算は、生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億3,680万5千円に対し、下水道事業費用4億5,706万6千円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5億4,612万3千円に対し、資本的支出6億7,056万7千円で、差引1億2,444万4千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額1, 873万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億476万1千円、繰越利益剰余金処分額95万2千円で補てんするものとしております。以上が、日程第18議案第14号から日程第25議案第21号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第26議案第22号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第26議案第22号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第26議案第22号は、公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結であります。本議案は、公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約を締結するため、町議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第26議案第22号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日7日から10日までの4日間を休会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 14時12分 ——

| 令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月11日 午後1時00分 |       |          |          | 的野信之 |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月11日 午後4時35分 |       |          |          | 的野信之 |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星正彦   | 出        | 13       | 篠原哲哉 | 出        |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出        |          |      |          |
|                          | 出席 13人            | 5     | 野口美恵子    | 出        |      |          |
|                          | 欠席 0人             | 6     | 新谷留晴     | 出        |      |          |
|                          | 欠員 0人             | 7     | 的野信之     | 出        |      |          |
|                          |                   | 8     | 石井大輔     | 出        |      |          |
|                          |                   | 9     | 許斐潤一郎    | 出        |      |          |
|                          | 10                | 有働徳仁  | 出        |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 12                | 西藤典子  |          | 13       | 篠原哲哉 |          |

|  |         |        |        |                  |        |        |
|--|---------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| 職務出席                                   | 議会事務局長  | 広瀬真一   | 出      | 議会事務局長次          | 加藤優    | 出      |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町長      | 岡崎邦博   | 出      | 副町長              | 浅野彩    | 出      |
|  | 教育長     | 外園哲也   | 出      | 会計課長             | 武谷朋視   | 出      |
|  | 総務課長    | 高橋奈美江  | 出      | 都市整備課長           | 西生卓矢   | 出      |
|  | 福祉人権課長  | 田鶴原竜二  | 出      | まちづくり課長          | 柴田隆臣   | 出      |
|  | 税務保険課長  | 石田克    | 出      | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 梶栗恭輔   | 出      |
|  | 管財課長    | 石田正樹   | 出      | 上下水道課長           | 神谷徹    | 出      |
|  | 健康子ども課長 | 沼野葉子   | 出      | 教育課長             | 森永健一   | 出      |
|  | 住民環境課長  | 大村俊夫   | 出      |                  |        |        |
|  |         |        |        |                  |        |        |
|  |         |        |        |                  |        |        |
| 一般質問<br>質問者<br>及び時間                    | 議席番号    | 氏名     | 経過時間   |                  |        | 質問時間   |
|  | 8       | 石井大輔   | 13時01分 | ～                | 13時42分 | 15/30分 |
|  | 2       | 田中二三輝  | 13時43分 | ～                | 14時04分 | 11/30分 |
|  | 12      | 西藤典子   | 14時05分 | ～                | 14時46分 | 25/30分 |
|  | 休 憩     |        |        |                  |        | 13分    |
|  | 4       | 宇田川亮   | 14時59分 | ～                | 15時56分 | 28/30分 |
|  | 5       | 野口美恵子  | 15時57分 | ～                | 16時08分 | 6/30分  |
| 9                                      | 許斐潤一郎   | 16時08分 | ～      | 16時33分           | 18/30分 |        |
| ※一般質問は答弁時間を除き30分以内                     |         |        | 時 分    | ～                | 時 分    |        |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり  |        |        |                  |        |        |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり  |        |        |                  |        |        |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり  |        |        |                  |        |        |

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



# 一般質問通告一覧表

令和6年第2回定例会

| 質問順 | 議員番号<br>質問者 | 質問事項及び質問要旨  | 答弁指定者   |
|-----|-------------|---|---|
| 1   | 8番<br>石井大輔  | <p><b>1. 水害の対策について</b></p> <p>(1) 町道、県道が冠水した場合、通行止めの判断基準は</p> <p>(2) 県道472号線（直方鞍手線）の排水について</p> <p>(3) 浸水対策支援は</p> <p><b>2. 統合小学校について</b></p> <p>(1) 新計画（仮設校舎）での体育館、グラウンドの安全対策、また町民の方の利用制限は</p> <p>(2) 事業予算、基本計画について</p> <p><b>3. 子育て支援について</b></p> <p>(1) 支援拡充の考えは</p> <p>(2) 新庁舎、中央公民館の子育てスペースの利用について</p>  | <p>町長</p><br><p>町長<br/>教育長</p><br><p>町長</p>                                 |
| 2   | 2番<br>田中二三輝 | <p><b>1. 鞍手町役場機構改革達成度について</b></p> <p>(1) 昨年4月に行われた「機構改革」の目的は</p> <p>(2) 機構改革後の職員の残業時間に変化はあったか</p> <p>(3) 適時必要な機構改革を行う考えは</p> <p>(4) 機構改革の成果をどのように判断しているのか</p>   | <p>町長</p>   |
| 3   | 12番<br>西藤典子 | <p><b>1. 自衛隊への個人情報の提供について</b></p> <p>(1) 令和6年度の具体的対応は（対応方法。時期等）</p> <p><b>2. 非正規職員の処遇改善について</b></p> <p>(1) 町職員数の推移（2010年、2015年、2020年、2023年）</p> <p>(2) 非正規職員数の推移（2010年、2015年、2020年、2023年）</p> <p>(3) 正規職員と非正規職員との構成比の推移（2010年、2015年、2020年、2023年）</p> <p>(4) 正規職員と非正規職員、それぞれの男女比の推移（2015年、2020年、2023年）</p> <p>(5) 2023年度における正規職員と非正規職員との男女別賃金差（平均賃金、時給換算賃金）</p> <p>(6) 会計年度任用職員の処遇改善・令和5年度の期末手当で改善されなかった理由</p> <p>(7) 会計年度任用職員の任用期間と更新の実態</p> <p>(8) 今後の処遇改善の具体的方針</p> <p><b>2. 生理という女性特有の負担の緩和策について</b></p> <p>(1) 学校や公共施設のトイレの生理用品の配置についての最近の状況は</p> <p>(2) 町内で実施する考えは</p> | <p>町長</p><br><p>町長</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>町長<br/>教育長</p> |

| 質問順 | 議員番号<br>質問者 | 質問事項及び質問要旨  | 答弁指定者                 |
|-----|-------------|---|-----------------------|
| 4   | 4番<br>宇田川 亮 | <b>1. 社会福祉協議会の体制について</b><br>(1) 社協の重要性についての認識は<br>(2) 他自治体の人員状況は<br>(3) 今後の人員体制は<br><b>2. 自治会加入率低下に対する方策について</b><br>(1) 加入率の現状は<br>(2) デジタル化推進による町民サービスは向上するが、加入率低下が加速するのでは<br>(3) 配布物委託化は<br>(4) 地域コミュニティ、防災、防犯灯等あらゆる弊害がでてきていると思うが、今後の方策は                              | 町長<br><br>町長          |
| 5   | 5番<br>野口美恵子 | <b>1. 学校給食費無償化について</b><br>(1) 昨年6月議会において一般質問があり「検討していきたい」との町長の答弁があったが、その後の進展は<br><b>2. 給食中の窒息死について</b><br>(1) みやま市の小1男児が給食中にウズラの卵を喉に詰まらせて亡くなった事故があったが、鞍手町における対応は  | 町長<br><br>教育長         |
| 6   | 9番<br>許斐潤一郎 | <b>1. 自然災害における人命及び家屋倒壊の対応対策について</b><br>(1) 鞍手町における旧耐震家屋と新耐震家屋の比率はどの程度か<br>(2) 耐震アドバイザー派遣制度は町民活用はどの程度あるのか<br>(3) 町民に対して家屋倒壊の危険性や耐震対策への取り組みはどのくらい出来ているのか<br>(4) 地域力による倒壊家屋からの救出・救助体制はどこまで確立されているのか<br>(5) 災害弱者への震災対応は出来ているのか<br>(6) 小学校・中学校の耐震や避難対策は万全で児童・生徒の安全は担保されているのか | 町長<br><br><br><br>教育長 |

令和6年3月11日 3月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦   |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 |          |          |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告一覧表の順序により行います。

最初に、8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

8番 石井大輔です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問に入る前に、能登半島地震の発生から2か月が過ぎました。お亡くなりになられた方々へ心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々へ謹んでお見舞

い申し上げます。また、亡くなった消防団員の話を知りました。最初の地震で家族を避難させ、地域の方々の救助に向かうため1人自宅に帰り、消防服に着替えた直後、家屋の倒壊によりお亡くなりになった消防団員の方がいたと聞き、地域の安心安全を守る同じ消防団員として、心よりお悔やみ申し上げます。また、本町においても、義援金200万円を支出していただき、人的支援として本庁職員1名を派遣していただくことを、町長初め職員の皆様に心より感謝申し上げます。

一般質問に入ります。水害対策についてです。昨今、急激な天候の変化により、大雨による災害が後を絶ちません。この鞍手町でも道路が冠水している場所を目にすることがあります。町道や県道が冠水した場合の通行止めの判断基準をお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。道路冠水による通行止めの基準といたしましては、アンダーパスにつきましては水深15センチを目安としておりますが、それ以外の町道、県道につきましては、明確な基準というものはございません。現場の冠水状況やこれからの気象状況、周囲の地形等を考慮して判断しております。また、交通状況により、警察からの指示で通行止めを実施することもございます。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

その通行止めの基準が今聞いたとおりなんです、大体15センチということですが、その判断は誰がするのかと。あと夜間や休日の場合はどのような対応になるのか、お尋ねいたします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。通行止めの判断につきましては、基本的には道路管理者が行うこととなります。町道であれば鞍手町、県道は福岡県が判断することとなります。また、自治体と地元自治会と連携して行うこともございます。夜間や休日の対応につきましても、道路冠水が想定される大雨時は、気象警報による待機となっていることが多く、平日の昼間同様道路遵守等により通行止めを判断していくこととなります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

車両が通行できるかできないかだけではなく、通行することで起きる波による2次被害等も考えての対応をお願いしたいのですが、そういうことも可能なのでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

道路管理者といたしましては、車のほうが通行できるかどうか、歩行者の方が無事に歩行できるかどうかということを中心に判断しておりますので、車が通った際の波による住宅への被害等は特段には考えておりません。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

本町交差点から猪倉木月方面に伸びる、県道472号線が大雨が降ると冠水します。場所は本町交差点から1つ目の横断歩道周辺です。あの周辺の排水状況をお尋ねします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

本町地区を通る県道直方鞍手線の排水経路につきましては、道路側溝を通じて、横の準用河川六田川へ排水されることなどとなっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

昨年、私が実際に確認したのが六田川がまだ氾濫していないときに、今言った交差点から1個目の横断歩道、この場所が5センチから10センチ程度水がたまり、広い範囲、直径でいえば2、30メートルぐらいなんですけれども冠水していました。そしてそのあと天候が良くなり、現地を見に行ったときには、排水口の中に土が詰まり草が生えているような状況だったので、もしかしたらそういうのも影響しているのかなあと思いましたが、その辺確認等はされてますでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

現地のほうは確認まではしておりませんが、現地の状況をこれから確認しまして、土砂の堆積により、排水機能が著しく阻害されているのであれば、福岡県のほうに要望いたしまして、浚渫等の施工をしていただきたいと思います。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

また道路沿いには住宅や商店がたくさんあり、通常の雨のときでも車が通ること、タイヤがはじいた雨水が玄関から入ってくることがあると聞きました。そこで、

何度か私も現地に行き確認しました。そうすると、アスファルト舗装に多数くぼみがあり、水たまりができていて、その水たまりを車が通ることで水を弾き、玄関から入ってきていました。現在、バイパス工事のほうも進んでいますが、いつ頃開通になるのか、お尋ねします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

**○都市整備課長（西生卓矢君）**

今、議員がおっしゃいました直方鞍手線のバイパスなのですが、今月の21日にバイパス区間の開通となります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番（石井大輔君）**

21日の開通後なのですが、現在の道路は町道になっていくと思います。その際に、アスファルト舗装などは行われるのでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

**○都市整備課長（西生卓矢君）**

お答えいたします。今月21日に直方鞍手線のバイパスが開通することになりまして、旧県道につきましては、これから町道移管に向け福岡県と協議を進めていくこととなります。来年度に福岡県と鞍手町とで道路補修や浚渫等が必要な箇所を現地で確認して、補修工事の完了及び諸条件等の整備後に正式な移管となります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番（石井大輔君）**

ぜひ舗装と同時に、排水口にたまった泥も取り外していただけるようによろしくお願いたします。そのほか、町内でも大雨時には、道路の冠水や家屋への浸水があります。自主防災の観点から、鞍手町の浸水対策支援をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

浸水対策支援といたしましては、自治会等からの求めに応じて土のうを配付しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番（石井大輔君）**

砂の入った土のう袋は非常に効果的だと思います。しかし、個人宅に保管するには場所を取り、またご高齢の方にはかなり重たいものだと思います。使い捨てにはなりますが、水を2分間吸わせることで通常の土のう袋と同じ役割を果たすような商品もあり、軽量かつ保管がしやすく災害時には助けになります。また、家屋に浸水した場合の片付けに役立つ給水シートなどがあります。そのほか、大雨時に毎回浸水するよう

な場所には、止水盤の取り付けや玄関ドアを密閉度の高いものに交換するなどの補助金を検討いただけないでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

今のところでは新たな支援については考えておりません。以上です

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

先日、町長のほうが言われていました、自主防災というところも、強く進めていけないといけないと思います。六田川、西川等整備のほう進んでいますが、まだまだ、すぐに全てが良くなるというわけではないので、それ以外でも困ったときは地域コミュニティでもしっかり助け合っていきたいと思っております。

それでは、続いて統合小学校の質問に入ります。先日、統合小学校の計画に改定があるとの報告を受けました。当初の計画では、剣南小学校の生徒は、今の校舎にしながらグラウンドに校舎を新設し、新校舎完成後に移動し、旧校舎を解体するという計画を聞いていました。しかし、先日の説明では従来の計画より、子供たちの学べる環境、安全を第一に考え、より安全に、そして、より確実に令和10年に開校するために、居ながら工事ではなく、中央体育館横に仮設校舎を建て、体育館は中央体育館を使い、町民グラウンドを使うとのことでした。改訂版での体育館、グラウンドの安全対策、また町民の方の利用制限についてお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

仮設校舎の設置場所に対しては仮のフェンスを設置することにより、一般の方の利用部分や車両動線を区分して、学校としての利用エリアと区分いたしますが、町民グラウンドや町民体育館については、社会体育などの一般利用者と共用することになりますので、フェンスのような設備による完全な区分を図ることは困難と考えております。このため、授業時間や昼休みには教職員での見守りや学校支援ボランティアなどの活用を今後検討していきたいと考えております。社会体育などの一般利用者との共用に関しましては、町民グラウンドについては、現在は平日日中の利用はほぼありませんので、事前に小学校児童と共用となることを周知すれば問題はないと考えます。町民体育館につきましては、平日の日中に卓球、バスケットボール、バドミントン、バレー、認定こども園などの利用がっております。現状の利用状況を分析したところ、町民体育館の3分の1を常時小学校が利用することとしても支障が生じない状況にあります。ただし、曜日やイベントなどによっては、町民体育館の3分の2以上を使用することがありますので、利用者の方への時間帯や曜日などの調整をお願いする

ことや、現在は利用の少ない武道館の剣道場を活用することも検討しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

子供たちへの配慮はもちろんですが、利用される皆様のご理解ご協力あってこそですので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、事業予算と事業計画についてです。今回の改訂版では、事業予算が28%増の、87億4,461万9,000円となっています。今まで金額が入っていなかった造成工事費や、解体時のアスベスト除去費が計上されているのは分かりますが、金額が19億5,000万円上がった理由をお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

**○教育長(外園哲也君)**

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

お答えいたします。事業費の増額の内容については、基本計画の項目ごとに説明させていただきます。また、金額については、今後の業者選定の際に支障が出ることも想定されるので、約という形にはなるんですが、回答させていただきたいと思えます。

まず、調査設計の関係費用のうち、発注者支援業務に関しては、当初計画では、実施設計以降の導入を予定しておりました。そのあと発注準備段階からの支援が必要ということになったことから、約4,700万円の増となっております。

次に、工事費として、基本設計中に精査することとして計上していなかった、造成工事費、敷地の周辺や出入口の拡張などですが、その費用として約1億7,000万円。先ほど言われた、解体工事費として、アスベスト除去の新規計上と、解体対象物ごとの単価の見直しを含めまして、約2億8,000万円を追加しております。校舎の建築としては、主なものとして先ほど言われた仮設校舎の設置費や、ZEBReady相当での施設整備費用を新規に計上、本体工事の一部を減少したことなどにより、約8億6,000万円の増となっております。体育館建設費として、空調設備の導入費用の見直しなどにより、約1億2,000万円の増となっております。給食共同調理場建設費として、直近の給食調理場の整備事例を参考として単価を見直した結果、2億3,000万円の増となっております。外構工事費としては、対象範囲の見直しや、草刈りや樹木の伐採などにより、約2億7,000万円の増となっております。最後に関連費用として、ICT機器を除く普通備品に対して、当初計画では必要となる全



体の40%を新規に購入することと考えておりましたが、備品等の規格の変更を踏まえ、70%を新規に購入する想定と変更したことから、約1億円の増となっております。それぞれの項目については、新規に計上したものや、平米単価、対象範囲を大きく見直したものなどについて説明いたしましたが、この金額は今上がっている物価上昇分も加味した金額であり、その他の項目に関しても、物価上昇分を見込んだ事業費の増となっております。これらの増となった費用の合計が約21億3,000万円。これに対して、プール整備を取りやめたこと等により、減となった費用が約1億8,000万円。差引き19億5,000万円の増となっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

ZEBReady相当での施設整備費用と、仮設校舎が新規で今回計上されていると思いますが、それはどのようなものなのか。そしてまた、それぞれにかかる費用をお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

お答えいたします。ZEBReady相当ってということで上げておりますが、ZEBとは、ネットゼロエネルギービルの略称で、高い断熱性の壁や窓、電力消費の少ないLED照明、高性能の空調機器などの省エネ機器を駆使し、50%の省エネ、それでも減らせない、残りの50%を太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用して、年間のエネルギーの収支をゼロとすることを目的とした建物のことです。ZEBReadyとは、省エネのほうで、エネルギー消費量の50%以上の削減を達成している建物のことを指し、その施設整備となります。また、中では申しませんが、ZEBReady相当での施設整備費で約7億円、仮設校舎の費用として約2億8,000万円を計上しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

鞍手町では、令和3年にゼロカーボンシティを宣言され、地球温暖化対策を進めていることは素晴らしいことだと思います。しかしながら、費用が高額なため、質問いたしますが、校舎に必要なものなのか、お尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

はい、お答えいたします。先ほど言われたように地球規模での温暖化対策ということで、政府では、地球温暖化対策推進法で大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、この重要な課題に取り組むため

に、地球温暖化対策計画の策定や、温室効果ガス、排出量の削減等を促進するための措置を講ずることとしています。また、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に挙げております。これを受けまして文部科学省でも、学校施設のZEB化については、計画的に取り組むよう各市町村教育委員会へ通知のほうを出しております。先ほど言われたように、鞍手町では、2021年3月にゼロカーボンシティ宣言をしており、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロの実現を目指しております。そのために新しく建設する、公共施設については環境に配慮し、配慮した整備を行うことと考えており、今後長期間にわたって使用する小学校の校舎であること。また、教育環境の充実を考慮し、統合小学校の各検討会議のほうで検討を重ね、また、その結果について町執行部とも協議を重ね、整備費を計上しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番 (石井大輔君)

CO<sub>2</sub>の排出を抑えるためには、校舎内の気密性を高め、長寿命LED電球や、高効率な空調設備や太陽光発電などがあると思います。太陽光パネルは落雷にも弱く、15年程度で交換が必要になる可能性がありますので、設置する場合には、慎重に協議していただきたいと思っております。

そして次に、工事の発注方法について説明がありました。発注方式を見直し、デザインビルド方式を採用するとありましたが、採用するメリット、デメリットをお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

#### ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。今回採用したデザインビルド方式は、設計業務と施工業務をセットにして一括で発注する方式となります。このため受注する事業者は、設計者と工事施工者との共同企業体となることが想定されます。一般的なメリットとして、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、設計段階から施工の準備が可能となることから、工期が全体的に短縮されます。また、当初の発注段階で施工業者を特定できることから、近年、県内でも散見されている施工段階での入札の不落や不調になるリスクのほうを回避することができる点があります。一般的なデメリットとして、設計施工の一括発注となるため、発注者のコストに対する負担意識が少なくなり、過度な負担が生じ、調整が必要になることや、施工者側が持っている固有の技術に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくくなる場合があります。ただ、鞍手町では、このデメリットを解消するために、設計業務及び施工業務の専門資格を有する職員等で構成された事業者と、開校までの期間、発注者支援業務を締結しております。発注者支援業者と堅固に連携し、鞍手町としての設計内容への意見の反

映やコスト削減と品質確保の担保をしていきたいと考えております。これにより、デメリットを最小限とし、メリットである品質、価格、今回は令和10年4月の開校ということで、工期のほうが決まっておりますので、工期に対する合理性を生かして、令和10年4月の開校に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

今、課長の答弁でデザインビルド方式のメリットデメリットを少しは理解することができましたが、この鞍手町にはたくさんの中小企業があります。町の声として新庁舎の建設も統合小学校の建設もそうですが、鞍手町の業者さんも入札できるような部分があればいいなとは思っております。何か分離できるようなコンパクトな部分はぜひ、分離発注をしていただきたく思いますが、ご検討いただけないか伺いたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

お答えいたします。今言われた、工事の業者さんを町内の方っていうことですので、その分に関しては、これからまた協議体のほうで協議していく中で検討していきたいと思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

今、課長から答弁頂きましたが、町長も答弁頂けることは可能でしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほど教育課長が答弁しましたように、これから先、いろいろと協議を重ねていきますので、その中での検討ということになると思っております。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

この改訂版は、今回3月議会に提出された議案でありまだ決定したわけではありませんが、質問させていただきました。金額だけ見ると、約20億円の増でしたが、詳細を聞き、当初から予定していた、未計上部分の計上と、鞍手町が進めている地球温暖化対策費用が計上されており、ゼロカーボンシティの実現には多額の費用が必要になることが分かりました。この続きは、ここにいる議員さんの方々と、議案質疑に行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてです。人口減少に悩みは尽きませんが、子育てをするのに多額の費用もかかり、精神的にも不安定になることがあります。出産する際には、

出産一時金が50万円支給されますが、出産にかかる費用も上がっているため、5万円から10万円の手出しが必要になっているのが現状です。そこで、支援の拡充の考えの有無をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

鞍手町の子ども子育て支援の独自施策として、経済的支援では、子ども医療費において、ただ、市町村では、一部自己負担がありますが、鞍手町では、令和5年10月1日現在で、県内5市町村しか取り組んでいない高校生を含む小学生以上の自己負担部分の全額医療費助成、企業主導型保育利用者の町の保育料と企業主導型保育料の差額の助成。妊婦に対して自己負担で受けた子宮頸がん検診の費用助成、新生児の聴覚検査に要する費用助成を行っております。また0歳児を対象として、絵本を通じた親子の絆づくりを目的としたブックスタート事業、所得制限はありますが、栄養補給が必要と判断された妊産婦及び乳児に対しての栄養食品、妊産婦には牛乳、乳児には粉ミルクを給付する。母子栄養食品支給事業を行っております。令和6年度当初予算案には、補助事業ではありますが、新規事業として、子ども家庭センター運営事業、家庭支援事業の予算を計上しております。さらに、妊婦出産包括支援事業を拡充し、産婦検査健康診査費用を2回まで補助する産婦健康診査費助成事業を実施するほか、周辺の市町に先駆けて、新生児の1か月健康診査費用を助成する1か月健康診査助成事業も計上しております。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番（石井大輔君）

今町長がおっしゃられましたように、本当高校生までの医療費は入院通院問わず、鞍手町は出されているということはとても素晴らしいことです。そして、福岡県内の中でも、5つの市町村しかまだ実行していないという中に入っているのも素晴らしいことだと思います。しかし過去にも、ほかの議員さんが一般質問で、出産祝い金の考えはという質問をされていまして。そのときの岡崎町長の答弁は、調査研究をし検討していきたいとの答弁でしたが、調査研究の結果をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

今お答えをしましたように、乳幼児そしてまた高校生までの子供に対する支援につきましては、総事業費として8,500万円ほどの事業費を費用をかけております。そういった意味でもですね、今のところ、出産一時祝い金については考えておりません。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番（石井大輔君）

そのほか、子育てには不安がつきものです。特に、初めて出産直後には分からないことだらけで相談できる方が近くにいればいいのですが、そんな方ばかりではありません。そんなときに、新しくなり、みんなが集まりやすい新庁舎ができて、そして新庁舎に来ていただき、職員の方に気兼ねなく相談していただき、リラックスしてお帰りになる際には、子育て支援として、おむつやミルクなどをプレゼントされてはいかがでしょうか。福岡市では0歳から2歳の誕生日まで毎月支援されていますが、本町でも支援していただけないかお尋ねいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほど答弁しましたように財源等の問題もあり、子育て用品の給付は今のところ考えておりません。子育ての相談につきましては、出産子育て応援給付金事業の伴走型相談支援の中で、妊娠届出時、妊娠8か月時に助産師及び保健師が個別相談を実施し、出産後は1か月頃を目安に、乳児全戸訪問事業を行い、その後も乳児健診の際に相談を行うなど、定期的に面談を行っております。そのほか、子育て世代包括支援センターで、随時相談に応じ、相談支援体制を整えております。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

町長の答弁を聞く限り、今の内容で精いっぱいだというふうには聞こえました。また、タイミングを見て、同じような質問をさせていただきたいと思っております。

次に、新庁舎、中央公民館の子育てスペースについてです。赤ちゃんの授乳やおむつ交換に必要な授乳室や1歳2歳児が遊べるようなキッズスペースは何か所あるのか。また、まだ予定で構いませんが、日曜日、祝日も開庁しているのか、お尋ねいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。まず、新庁舎の子育てに関するスペースにつきましては、主に健康こども課の周辺に配置をしております。具体的には健康こども課の窓口にキッズスペースを設けております。それから福祉センターと同程度の母子指導室、その母子指導室の区画の中には子供トイレ、それから授乳室、それから母子健康相談室を2室、それと各階の男女トイレの全ブースにベビーチェア、それから各界の全てのバリ

アフリートイレにベビーシートを設けております。新庁舎につきましては、多目的ホール、それから健康増進室の一般貸出しを行いますので、1階及び2階のロビーやトイレなどの共用部分に関しましては、年末年始を除き、前日夜10時まで開放する予定としております。キッズスペース、母子指導室、母子健康相談室については、平日午後5時15分以降と、土日祝日は施錠いたしますが、それ以外の子供トイレ、授乳室、各トイレの子供用設備につきましては、夜10時まで利用可能です。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

そしてまた、新庁舎と中央公民館の間にできる防災子供広場には、災害時に雨具などに変化するベンチがあると思います。このようなものを含め、防災子供広場にはベンチは幾つありますか。また、日当たりがとてもいい場所ですが、日除けとなるような屋根などはあるのかお尋ねいたします。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

#### ○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。まずですね、防災子供広場という概念に関しましては、もともとの基本計画、当初に作ってございました基本計画の中ではそういう形で整理をしておりましてけども、入札不落に伴う事業費の削減等の影響もありまして、子供広場として防災部分の機能というか避難場所というかですね、広場としての役割は残しておりますが、そういったかまどベンチとかですね、そういった設備については今回の庁舎には設置をしておりませんで、この子供広場の中のベンチにつきましては各遊具の周辺に親御さんが座れるような形で配置をしてしております。ちょっと数については今この場で答えはちょっとにくい部分がありますが、そういう形で各遊具周辺に設置をしてしております。それからそういった日陰を生むような屋根ということでございましたけども、こちらにつきましても入札不落に伴います事業費の削減の中で、屋根については除外した経緯がございます。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

建物内からだけではなく、より近くで見守りたい方もたくさんいます。今では、真夏でなくても、25度を超えるような暑い日はいくらでもありますので、日陰から安心して子供の成長を見守れるように対策をできる限りお願いいたします。最後に町長も前に言われていましたが、中央公民館で勉強をする学生が多く、テーブルや椅子が足りなくて、勉強をする場所を探している学生が多くいます。テーブルや椅子を増やす計画があるのかお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましても担当課長に答弁させます。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。中央公民館のホールで学生さんが夜遅くまで、非常に多く利用されていることについては把握をいたしております。まず、中央公民館のホールにつきましては今回議案で提出しております。内部改修工事の中で、北側通用口のサブエントランス化に伴いまして、ホール一部拡張を行います。その関係で今、既存のホールより少しホール部分が広がりますので、そういった勉強をするための机、椅子っていうのはもう少し数が置けるようになる。ことと考えております。それから新庁舎につきましても2階テラス側のロビーに4人用テーブル、椅子を4セット程度、それから2人用テーブル椅子を3セット程度準備する予定としておりますので、新庁舎につきましても夜10時まで開放予定でございますので、中央公民館と同様にご利用していただければというふうに考えております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

町民の方々が多く集える場所として鞍手町のシンボルになっていくよう、私たちも努力していきたいと思っております。ご答弁頂きありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、石井大輔議員の質問を終了します。

次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

本日は、昨年4月に行われた鞍手町役場内における各課局の機構改革の成果や現状における問題点など、町長や執行部の考え方等を確認いたしたく、今回、一般質問を行いますので、明確なご答弁をお願いし、一般質問に入ります。

まず、昨年4月に行われた機構計画によって、新たな課が新設され、これまでの各課の係も一部が移動するなど、大きく、課及び係の編成が変わったと受け止めておりますが、まず、この機構改革の考え方や目的等について再度確認いたしたくご答弁をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

令和5年度から新組織機構とすることに先立ち、令和4年12月に、鞍手町課室設

置条例の全部を改正する条例を上程し議決を頂きました。条例の提案理由でも述べましたとおり、今回の機構改革は、社会情勢の変化により、情勢需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効率的な組織を構築することを目的として行いました。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

利用者等の、利用、推進といったことでの機構改革だというふうに理解をしておりますけれども、現在の機構改革の結果等について、町長等にまた確認をしたいと思っておりますが、今回の機構改革による課局の事務量バランス等の均衡化及び各係における事務量バランスの均衡化、これを考えるときに、一つの判断基準としては、一般企業でね、残業時間等での判断というものがありませんけれども、多くの事業を取り扱う地方自治体の役所にこの考え方をもち込むってというのはいかがかなとは思いますが、機構改革後の職員の残業時間等について変化があったのか無かったのか、その辺を教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。機構改革後の職員の残業時間の変化ということですが、今回、令和4年度と令和5年度の比較をさせていただきたいと思っておりますが、令和5年度につきましては、まだ年度途中ということですので、令和4年度の4月から1月、令和5年度の4月から1月で回答させていただきたいと思っております。まず、機構改革以前の令和4年度の4月から1月までの職員の時間外勤務は1万7,620時間、1人当たり平均して140時間、月平均14時間となっております。機構改革後の令和5年度の4月から1月までの時間外勤務は1万7,436時間、1人当たり平均して137時間、月平均13時間となっております。比較しますと、令和5年度は前年度に比べ平均3時間程度、時間外勤務が減少しております。機構改革に伴い、例年より多くの職員が人事異動の対象となり、新たな業務を担当する職員が業務を取得するため、年度当初は時間外勤務が増えた傾向にありますが、月ごとで見ますと繁忙期や災害対応の時期を除けば、時間外勤務は減少している傾向にあります。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

国とか県とかの関係で、突発的に新たな事業等が発生し、それに対応しなきゃいけ



ないとか、今、現に行われている税の確定申告の時期等々で、時期的なもので、どうしても残業が発生してしまうといったようなことは十分理解しているんですけど、本当に心配しているのは、常態的、常に残業してないと業務が回らないような形の係や担当の方がおられるのかどうかというのはちょっと非常に把握しにくいと思いますが、その辺把握されておられますか。確認を取りたいんですが。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長(高橋奈美江君)**

お答えいたします。ただいま議員のおっしゃる部分についてはよく、十分理解しているんですけども、総務課におきまして、各課のそれから各係の時間外勤務も把握しております。先ほど言われましたように、繁忙期であったり、災害対策、それから国からの事務の権限移譲等々を含んだところで事務が下りてくる場合もありますので、一概にして減った、増えたってところはなかなか言いにくいところではあるんですけども、全体的に見まして、今回の統計的に調べてみますと、若干それぞれ全ての課において、削減されているっていうふうな状況は見て取れております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番(田中二三輝君)**

今の課長の答弁からすると、ある程度の事務量バランスが取れているというふうに判断してよろしいですか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長(高橋奈美江君)**

今回の機構改革につきましては、全課にヒアリングを行った結果、事務量バランスも行いながら機構改革を進めてまいりましたので、今回の時間外の勤務の部分についても、反映されてきているのではないかと考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番(田中二三輝君)**

事務量バランスの均衡化、そういったものを図った上で利用者へのサービスの向上という形につながっていけばいいなというふうに考えますけども、町長ご自身も、各課の事務量バランス等について、均衡化は図れているというふうにご理解していると理解していいですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長(岡崎邦博君)**

先ほども申しましたように、今回の課室設置条例の全部改正はですね、そこも1つの主眼として取り組みましたので、結果として今課長が答弁しましたように、ある程

度ですが、ある程度の事務量バランスは取れているのではないかというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうですね。ある程度というか、たった1回の機構改革で満足のいく結果と、これを得るとするのは、非常に難しいというふうに考えます。担当者の事務量を見ている係長や、かなりの作業内容等に目を配っている課長の意見、そういったものは非常に重要なものであると強く感じております。そこで、課長や係長の意見を素直に聞いて、自分の考えを固持せず、素直に聞く。自分の考えを押し付けない、相手の話をしっかりと受け入れる。その姿勢で、意見を受け入れ、職員とともに、適時的確な機構改革を行っていくという考えは、町長ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

いろいろと田中議員からご心配を頂いているようですが、今課長係長とも、議論を重ねながらいろいろな事業についても検討し、進めているところでもあります。この課室設置条例につきましてはですね、長い年月をかけて、私が町長になる以前からも検討されていたようですし、町長にさせていただくことになってからも、検討を重ねた上で、先ほど言いましたように、令和4年の12月に議案として提案し、令和5年度から実施をしております。そういった意味で、先ほど田中議員が言われましたとおり、なかなか1回の改正で全てが満足のいく結果ということにはなりません。概ね改正により事務事業の平準化にはつながっているのではないかと、いうふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうですね。事務事業の平準化といったことは大事なことだと思うんですけども、まず再考するというか、それをある一定期間置いて、また考えるのか、それとも適時、的確に即行性を持って、その時点で着手していくのか。その辺は町長どういう考えをお持ちですか。例えば年に、年度内では変更しないんだという考えなのか。年度の途中であっても変更すべきは変更していくんだという考えなのか、その辺をちょっと教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

令和5年度に改革しましたものは新庁舎が令和6年の1月開庁ということ念頭に置いた上での課室設置条例の改正であります。しかしながら、開庁も令和6年1月と

ということでもありますので、この令和6年度中にいろいろなひずみ、または新たなですね、社会情勢の変化、そしてまた鞍手町として、やはり重要なものとして取り組むということがあれば、適時、課室設置については変更を加えるということには必要ではないかというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番(田中二三輝君)

ぜひね、適時、的確な判断のもと、職員の意見をしっかり聞いた上で機構改革を完成させていくんだ、そういう考えに立っていただければというふうに思います。

昨年4月に機構改革を町長が英断され、1年を経過しようとしている現時点での今回の機構改革についての成果、これは町長どのように判断されていますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

今回の機構改革につきましては先ほども述べさせていただきましたように、社会情勢の変化による行政需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効果的な組織を構築するための改編であります。これまで一部の課に集中していた業務を分散し、新たに課を新設することにより、増大する事務や制度改正による業務の対応を効率的に行うことができたのではないかと考えております。また先ほど総務課長が答弁しましたとおり、少しずつではありますが、時間外勤務についても減少傾向にあると把握しております。今後もDXの導入を促進するなど、職員の負担軽減を図りながら、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番(田中二三輝君)

ちょっと答えられたら教えていただきたいんですが、今職員の方の、相談とかを受けるとかいうのはあるんですか。職員の方が持っている心の悩みとか職務に対する不安とか不満とかいったことを、相談できるっていうのはどういうところでそういったものをされているのか。また、そういったものが無いのであれば、今後検討されるのかどうか。その辺をちょっと教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

相談につきましては、当然ながら所属部署の係長なり課長にまずは相談があるというふうに思っております。そしてまた人事に関することとか等につきましては、担当部署の総務課長にあるのではないかとというふうにも思います。そしてまた、心の悩み等につきましては、今回、令和6年度の中で予算を計上しておりますものがあります

ので、今後はそういった相談体制も整えていきたいというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

今の町長のご意見は多分町長のお感じになっていることだと思いますので、職員の方にもね、そういった旨っていうのをやはり広く理解していただいて、そういった不平不満というか、そういったものがあればね。やはり、事務に対する職務に対するものに対して、ちょっと弊害というか働き方っていうのも変わってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういった心のケア、それとか不平不満等を、気楽に話せるような雰囲気や環境といったものの構築を期待したいんですが、もう一度お願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

職員に対して、当然ながらより良い環境の中で仕事をしていただくということが前提でありますので、いろいろな悩みごと応答がありましたら、気軽に所属部署の上司にご相談頂くということが適切ではないかなというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

最後にしますけれども、ちょうどね、私が東京のほうで、若い頃システムの関係の仕事をやっていたときに、システム屋ですから、いろんなユーザーの方との付き合いがありました。その中でね、ちょっと1つ、心に残っているというか、そういったものを1つ紹介したいと思い、ある大手企業の担当部長から頂いた言葉です。「人は財産、組織は生き物であるとの考えに立ったとき、人はそれぞれの目的や、目標に向かって進んでいく。人はそれぞれの環境に応じた力を身につけ、成果を上げていく。組織は人とともに成長して、この考えに立ったとき、じゃあトップは何をすべきか。トップは我を捨てて受け入れる。部下同士で何度も話し合いをさせ、そして結果を出させてその結果をトップは受け入れる。進んで行ってつまずけば戻ればいい。これの繰り返しで、部下の出す答えは自然と自分の考えに沿った答えが出てくるんだ。」といった言葉を頂きました。それでより大きな成果を組んでいくんだよということの意味だというふうに理解をしておりますが、これをね、ぜひ参考にしていただければ、今回一般質問でこれを紹介した意味も出るんですけども、今回の機構改革を機に、職員が働く意欲がわく、よりよい組織体系を構築していただきたいというふうに期待をいたしますが。町長、もう一度何かご答弁ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

トップとしての考え方には、様々な企業環境、または組織の環境、社会情勢の環境、その他いろいろな環境の中で、トップとしてどう、民間企業であれば利潤を追求し、企業の発展に寄与していくかということを考えながらの恐らく話だろうというふうにも思います。行政というものは利潤を追求するものじゃありませんし、またどういう成果を求められるかっていうこともなかなか見えづらいところがあります。私自身は、行政としては、やはり住民の方たち、住民本位であるべきでもありますし、当然ながら地方公務員法の中では全体の奉仕者っていうような位置付けもされております。そういった意味から、行政職員として、住民の方たちが喜んで頂き、笑顔でありがとう、あなたたちのおかげで本当に助かったというようなことを、住民の方たちが言ってもらえる、それが行政職員にとっての1番の励みになるんじゃないかなというふうにも思います。そういった意味で、そういう職場環境をどのように作っていくかということについて、今後もいろいろと考えながら努めていきたいと思っております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番(田中二三輝君)

より良い組織体系を構築されて、職員の方が本当に働きやすくて、そして住民サービスに効果のある、そういった形のものをつくっていただくことを期待いたします。新庁舎の開庁まで1年を切った今、機構改革という英断を下した町長の勇氣に敬意を払います。手がけた機構改革が町民や利用者にとって、より良いものとなるよう、また職員にとって真に働きやすい環境となり、職員一人一人が不満を持たずに、進んで、自分の持てるポテンシャルが十分に発揮できる、職場環境を構築されることを期待し、一般質問を終わります。

#### ○議長(的野信之君)

以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。

次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

12番 通告に従いまして質問いたします。

まず、自衛隊への個人情報の提供につきましてお尋ねいたします。この件につきましては、12月議会で町長より、次年度より自衛隊募集に関わる対象者情報提供、除外の申請を受け付けることを検討しているところですよという答弁を頂きました。そこでお尋ねいたします。来年度、令和6年度のこの件についての町としての対応はどうなりますでしょうか。具体的対応をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

本町では令和6年2月22日に鞍手町自衛官等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を施行し、その中で自衛隊への個別情報の提供についての対応方法等を定めました。具体的な対応方法、時期等につきましては担当課長に答弁させます。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。自衛隊への個人情報の提供についての対応ですが、まず、外部提供の取組について、広く町民に周知されるよう、適切な措置を講じるよう定めております。

次に、募集対象者等は、募集対象者情報の外部提供を希望しない旨を町長に申請することができることとしております。除外申請の時期は4月1日から5月末日としております。除外申請があったものにつきましては、その内容を審査の上、除外申請登録者名簿に登録し、募集対象者情報から除外いたします。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

今、答弁頂きましたけれども、具体的に何を使って、周知徹底されるとおっしゃる。広く町民に周知するとおっしゃったんですけど、何を使って周知徹底するのでしょうか、その具体的な内容をお尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。外部提供の周知につきましては、まず、鞍手町ホームページにおいては、既に自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について周知を始めております。また、町の広報紙におきましても、4月号・5月号において周知を行う予定です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

それでちょっと安心しましたけれども、4月号・5月号ですか。そうしましたら、4月1日から5月31日までが申請の期間ですよね。4月1日からっていったら4月号だったら、3月号に出てなかったからちょっと気になっていたんですけど。4月号にまず掲示されると。載せられる。そして5月31日までっていうと、ちょっと時間が短いような気がするんですけど、受け付ける期間の時にはまだ周知してない問題があるんじゃないかという気がします。そこら辺はどうお考えでございましょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。申請の期間が4月1日から5月末日とさせていただきます。

すが、まず自衛隊から情報提供の依頼がありまして、通常6月頃を目途に情報の提供依頼がっております。依頼に応じるに当たりましては、4月・5月の間で申請を受け付け、それを整理した後に、自衛隊のほうへ情報を提供するということとなりますので、期間としてこの期間を設けさせていただいております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

まず自衛隊に個人情報を提供しなければならない。締切りはいつでしょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

まだ令和6年度の提供依頼につきましては、自衛隊から来ておりませんので、令和6年度の申請期限については、まだ把握してない状況でございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

来てないんだったら、突然来て非常に期間が短いということはあっては困りますけれども、やっぱりこの問題、非常に重要な問題ですよ。個人情報が本人の知らないうちに提供されていた過去3年間。そういうことがありまして自衛隊にということ、今の社会情勢なんかも非常に厳しくなっておりますね。それぞれ個人情報が自衛隊に移されるということについて不安を覚えられる本人、親御さん多いんじゃないかと思うんですね。それでこの間から問題にしているんですけども、やっぱりこれは懇切丁寧に十分な期間を取って、対象者にこの除外申請というものが、どういうものなのか、どういう意味を持つものなのか、どういうふうにそれをすればいいのか、そういったことが内容、方法、意味そういったことが十分対象者に分かるようなね、条件づくりをぜひぜひしていただきたいと思っているんですね。まだ決まってない、締切りが決まってないんですからね、やっぱり広報紙にするにしても、2か月、2回するということですけども、できれば2回から3回ぐらいもしてもらったほうがいいと思うんですけど。そしてやっぱり申請の期間も、もう少し、4月に広報紙が発行されて、読んで、またなかなか気が付かない方もありますから、読んで内容理解して、そして、本人がいろいろ考えたり、親御さんと相談したり、そういうこともあると思うんです。友達同士相談することもあると思います。さらに詳しい情報を、次の5月の広報でも出していただく、そういったことを熟慮し申請する、こういう段取りって言いますかね。そういったことをぜひ、まだ決まってないわけですから、取っていただけたらなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。住民への情報提供に、自衛隊の情報提供については周知が必要であり、要綱の中でも、そこについては徹底するというので、明記しておるところなんですけれども、ホームページにつきましては、通年で閲覧ができるようになっておりますので、まずはホームページの中で、外部提供の件について、それと情報提供の除外のことについて、ホームページを見ていただけたらと思っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

お尋ねしますけれども、鞍手町のこのホームページはね。どのくらいの町民の皆さんに見られているか。データお持ちでしょうか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

大変申し訳ございませんが今手持ちの資料はございませんので、また、ホームページの閲覧の回数について今データ収集を行っているかどうかもちょうと私確認できておりませんので、後ほど内容については、議会を通して、ご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

私が言いたいのはね、やっぱりあくまでもね、これしているからいいとかじゃなくて、本当にどこまで、町民の皆さん、そして対象者の方々に内容が伝わるか。それを最大限の努力をしていただきたいということで、重ねて質問させていただいております。それから今町長のほうから答弁はありませんし、今回特にそれを取り立てておりませんが、過去3年間、ご本人が全くご存じないうちに、対象者の方の個人情報自衛隊に提供されておりますよね。これについて私は前回の議会12月議会のときに、その方たちについては、やっぱりできれば、了解なしに、本人の了解なしに自衛隊に個人情報提供したということについてのお詫びの言葉を添えて、事実を本人たちに知らせてほしいと、いうことを申し上げておりました。それはどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

12月議会でも答弁をいたしました。情報提供を行った対象者への今後の対応については考えておりません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)



個人情報かね、しかも自衛隊に、今の社会情勢の中で本人が知らないうちに上がっているということの重大性をもう少し認識していただきまして、誠意ある対応をしていただきたいというのが私の気持ちでございます。今日、答弁頂かなくてもいいですけども、まだ提出までに時間もありますし、せっかく除外申請の周知徹底を町民の皆様にもされるわけですから、そのときにね、一緒にこのことも付け加えられて、出されていることがね、私は町民の皆さんの町長に対する信頼につながるのではないかと私は思います。どうか検討していただきますことお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、非正規職員の処遇改善について質問いたします。令和5年の5月2日に、総務省が地方自治体の会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員の給与改定に準じることを基本とするという数値を示しておりますね。今回、議案が提出されておりますが、議案の第2号、条例改正案もこれに関連してと思っておりますけれども、これはまた議会の中で質問したいと思っております。議案質問にしたいと思っておりますけれども、今日の私の質問は、この問題の経過等について質問したいと思っております。会計年度任用職員は地方公務員法と地方自治法の改正に伴って新設されましたね。非常勤職員の制度で、2020年の4月から導入されていますね。非正規の公務員の制度ですね。お尋ねしますが、これまで鞍手町の職員数はどう推移してきているのでしょうか。そこにちょっと挙げておりますが、こういう、ここじゃなくても良かったんですけども、大体の様子を知りたいと思しまして5年ごとに4回にわたって、お答え頂けたらと思っております。お願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。まず、西暦でご質問がっておりますが、2010年は平成22年度、2015年は平成27年度、2020年は令和2年度、2023年は、令和5年度と和暦で答弁をさせていただきますので、ご了承ください。町職員の推移につきましては、平成17年度に国から定員適正化計画の策定、適切な職員配置に努めることの指針が示され、平成17年度に187名であった職員数は、平成22年度に164名、平成27年度に139名、令和2年度に138名にまで減少しましたが、令和5年度につきましては、機構改革に伴う課の設置や職員の研修派遣等の影響もあり、142名となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

随分こう減ってきている状況が続いていたけども、最近、この令和5年につきましては、増えたということのご答弁頂きました。大体、自治体の職員数というのは、全国的に減少傾向にあるということはあると思います。

それではその次になりますけれども、その間の非正規職員数の推移はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。本町でいいます非正規職員とは、会計年度任用職員となります。非正規公務員の数は、2000年代以降、全国的に急激に増えてきたとされております。本町の推移につきましては、平成22年度は92名、平成27年度は108名、令和2年度は93名、令和5年度は106名となっております。この人数につきましては、共済加入者の人数で答弁させていただいております。各年度の増減については、行政需要の増加が大きな要因であると考えており、職員の定数にも限りがあるため、業務量が増加した場合等には会計年度の募集を行い、雇用をしている状態であるため、年度によって増加したり減少したりしております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

そのような傾向があるわけでしょうけれども、構成比としてはどうなりますかね。正規職員と非正規職員との構成比の推移については、どういうふうになりますかね。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。構成比につきましては、平成22年度は正規職員164名に対し、非正規職員92名で、非正規職員の構成比は35.9%、平成27年度は正規職員139名に対し、非正規職員108名で、非正規職員の構成比は43.7%、令和2年度は正規職員138名に対し、非正規職員93名で、非正規職員の構成比は40.3%、令和5年度は正規職員142名に対し、非正規職員106名で、非正規職員の構成比は42.7%となっております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

今、数字をお聞きしましても、非正規職員が、正規職員に比べてどんどん増える傾向にあるということが分かると思います。このことが、現在のこれからのやっぱり町政にも関わってくるんじゃないかと思うんですけれども、特に私は気になっておりますのは、男女比ですね、これが気になっております。正規職員と非正規職員それぞれ

の男女比の推移はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。まず、正規職員の男女比についてお答えいたします。平成27年度は男性59%、女性41%、令和2年度は男性58.7%、女性41.3%、令和5年度は男性59.2%、女性40.8%です。

次に、非正規職員の男女比について、お答えいたします。平成27年度は男性25%、女性75%、令和2年度は男性14%、女性86%、令和5年度は男性19%、女性81%となっており、非正規職員の場合は女性職員の比率が高い状況にあります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

非正規職員が増える傾向にあり、その中でも女性の占める割合が圧倒的に高いということですね。これがちょっと私は非常に気にかかっております。これが賃金と関わってくると思うんですね。これはもう今年度だけでいいと思うんですけども、2023年度における正規職員と非正規職員との男女別の賃金差、これはフルタイムとパートタイムがありますからちょっとそこら辺も思うんですがですから、非正規職員の男性の平均賃金、あるいは時給換算でもいいですけども、それと女性の平均賃金、あるいは時給換算賃金、それと非正規の男性の平均賃金または時給換算賃金、それから非正規の方の女性の平均または時給換算賃金、ちょっとそこら辺が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。まず、正規職員と非正規職員の男女別の賃金差はございません。

次に、正規職員の月平均賃金は、令和5年4月1日において、29万6,800円であるのに対し、非正規職員は勤務体系により、先ほど議員がおっしゃいましたように、まちまちではありますが、時給職員以外の月平均賃金は、18万7,068円となっております。時給換算いたしますと、正規職員は平均1,823円、非正規職員は1,203円となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

女性についてお願いいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

平均給与は、男性が30万5,792円、女性が30万5,651円となっており、男女別の賃金格差はございません。平均年齢につきましては、男性が40.3歳、女性が41.2歳となっております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

ちょっと私今聞き洩らしたような感じもしますが、女性の賃金については、正規職員と非正規職員には賃金差がないんですか。ちょっと私ちょっと聞き洩らした気がしてちょっと確認します。そういうことですね。すみません。正規職員についての男女差はないし、非正規職員についても男女差がないということなんですね。先ほど正規職員の男性の賃金29万6,800円てきましたが、非正規の方のをちょっと聞き洩らしました。再度お尋ねいたします。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

非正規につきましては18万7,068円です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

これ見ましても、半分とは言いませぬけれども10万ぐらいの差があるということが分かると思います。これにつきまして、次に、何とかこの特に女性が非正規は女性が多いということで、女性の賃金が男性に比べて10万ぐらい以上、少ないという実態が鞍手町においてあるということなんですね、やっぱり非正規の方、特に、これ鞍手町におきましては、会計年度任用職員ということなんになっておるようですけども、この方々のやっぱり処遇の改善ということを、私は気にしております。この間12月議会でちょっと私議案質問した記憶がありますけれども、昨年の人勧で国は会計年度任用職員の給与改定についても、常勤職員に従事して4月に準じて、4月に遡及するように通知を出しておって、同時に23年度の補正予算で財政的措置も実施していたと言っているようなんですね。ところが聞きましたときに、会計年度職員の処遇改善がなされて特に私は、期末手当のことお聞きしましたけども、改善がほかの正規の方は実施されているのに、非正規の方の改善はなされていなかったんですけど、これについての具体的な理由をお伺いしたいと思います。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

令和5年度までの会計年度任用職員における人事院勧告等に基づく報酬等の反映については、従前の鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第

3項の規定により、給与表の改定の日にかかわらず、翌年度から適用すると条例で定めているため遡及しておりません。しかし、今回提案しました鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部改正においては、その条文を削除し、改定があった場合には正規職員と同様の遡及を行うこととしております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ぜひその方向で、やっぱり進めていただきたいなと思っているんですけども。ほかにやっぱり会計年度任用職員の方の、特にパートタイムの方とかが、特に問題になるんじゃないかと思うんですけども、会計年度任用職員の任期、それから任用の更新、再任用とか、あるいは公募とかいうような制度があるようなんですけれども、この実態はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。会計年度任用職員の雇用期間は1年としております。更新については、年度末に人事評価の面談後に、本人の希望により会計年度任用職員登録申込書を総務課へ提出していただくこととなっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その際に、ある方からちょっとちらっと聞いたことがあるんですけど、何か所、もう3回目までしか、更新ができなくて、公募になるとかいう不安をね、自分が改めて次の任期も採用されるかどうか分からないっていうのは不安を聞いたことがあります。そこら辺のことはどうなっておりますか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。先ほども申しましたように、会計年度任用職員の雇用期間は1年更新、もしくは必要な期間、というふうな形になります。先ほど議員がおっしゃいました、本町におきましては3回のルール等々はございません。他の自治体では、あるようなんですけれども、うちの場合は1年更新というふうな形ですので、本人が希望して、登録申請をしていただき、その際に会計年度任用職員の業務が発生しているのであれば、雇用というふうな形になるかと思えます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

職、仕事があって、本人が希望すれば、本人の希望を優先して雇用していただくということですね、非常にありがたいと思います。特に会計年度任用職員の本町におい

て、どういう職種の方がその対象になっていらっしゃるのでしょうか。具体的な対象をお聞きします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。職種につきましては、職員の事務補助、それから包括支援センター等々の3職種と言われます社会福祉士、そういった方々の職種がございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

保育士さんとか看護師さんとか、図書館の司書さんとかいうのは含めないわけですね。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今、議員のほうがおっしゃいました、保育士さんのパートの方、それから図書館の司書の方もいらっしゃいます。それぞれの原課におきまして必要な部分を予算で計上させていただいて、その分の職員を募集するというような形になっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ちょっと質問し忘れてましたが、先ほどの会計年度任用職員の方につきましては、パートのタイムの方とフルタイムの方がいらっしゃいます。この区分はどんなふうにされているのでしょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。本町におきましてはフルタイムの会計年度任用職員さんはいらっしゃいません。本町につきましては、パートタイムの会計年度任用職員ということで雇用させていただいております。内容につきましてはフルの場合は7.75時間。パートタイムの場合については、今回の改正において7時間というふうな形になっております。そのほか、それぞれの職種において、時間のほうは変動していくというふうな形になります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

フルタイムの方がいらっしゃらないってことで、初めて知ったんですけども、何か聞くところによりますと、今も答弁にもありましたけど、7.75時間ならフルタ

イムだけど、7時間だったらパートということで、聞いたような気がします。ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、それによってやっぱり賃金が10万円ぐらい減っているわけで、状況がありますよね。そこら辺をやっぱり先ほど、町長は今度は2号議案で出されているということであるんですけど、パートタイムであれば保障されない権利ってのがたくさんありますよね。フルタイムであれば取れるものがパートであるがために、保証されないという権利がたくさんあるみたいですが、その具体的内容は分かりましたらお尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今のご質問につきましては手持ち資料がありませんので、後ほど議会のほうを通しまして、事務局のほうを通しまして、お答えさせていただきたいと思えます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私がとても気になっていること、やっぱり女性の、賃金保障が非常に貧しいと言いますかね、会計年度任用職員の方は圧倒的に女性が多くて、やっぱりそのために賃金が少ないというようなことがありまして、これはやっぱりジェンダー平等とか、やっぱり日本の社会において、賃金上がる社会、女性が生きがいを持って生きられる社会にするために、こういう状況は何とか早くなくしたいという気持ちでおります。2号議案で具体的に提案されているようで、先ほど町長からも一言あっておりました、町としての今後の会計年度任用職員の処遇改善への具体的な方針をお聞かせ願いましたらと思っておりますいかがでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今後、処遇改善につきましては令和5年度まで、期末手当のみの支給をしていましたが、今回提出させていただいております。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部改正において、令和6年度より期末手当に合わせて勤勉手当の支給を行うこととしております。支給率につきましては、期末手当、勤勉手当ともに正規職員の率を準用いたします。令和6年度以降は、国家公務員に準じて行われる。正規職員の給与の改正と同様に、会計年度任用職員についても、取り扱っていくことを基本としております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ぜひ今の、男女平等ですよね。ジェンダー平等の実現のためにも、特に非正規職員

の方の処遇のですね、今おっしゃっていただきましたが、さらに特別休暇とかもありますので、そういったことも含めて、改善していただけたらと願っております。

最後の質問に移らせていただきます。何度も質問しておりまして、非常に恐縮ですが、また生理という女性特有の負担の緩和策についてという質問でございます。12月議会の教育長の答弁で、また令和6年1月下旬に内閣府の男女共同参画局の第4回の調査結果が公表されるのでとおっしゃっておりましたので、それをぜひ聞かせていただきたいということです。その中に当然、その後の学校や公共施設のトイレ、生理用品の配置についての問題が出てくると思いますので、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

内閣府男女共同参画局の第4回調査、2023年7月18日時点の調査によりますと、福岡県の自治体では、前回の調査から10市町村減少となりまして、福岡市など15市町で配布しております。近隣では芦屋町、遠賀町が配布しております。配布場所といたしましては、学校、男女共同参画推進センター、人権センター、社会福祉協議会などです。生理用品などの調達方法は、予算措置や企業や団体からの寄附、防災備品の備蓄の買換えなどになっております。配布内容提供方法といたしましては、トイレに配置を行っている市町もありますが、口頭、カード提示などを窓口での提供が多く、学校については保健室での提供が多くなっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

なかなかですね、保健室でというようなことがいているわけですがけれども、これについて、もう何回も言っておりますけれども、やっぱり保健室っていうのは、特にその場所に男性の生徒さんがいらっしゃったら、それは言えないと。そういったこともありますし、またトイレと離れたところにある場合もありましてね、やっぱり特に女性、若い女性の場合は生理が非常に不順であって。思いがけないときに始まったりということがあって、椅子を汚すんじゃないか下着を汚すんじゃないかとかいうそういう心配もあって、いつもこう不安に思っている面があると思うんですね。保健室に行っても男性がいれば、言えないと。だから、やっぱり1番教室に近いところですね、トイレについてもそういう心配があるときには行けば、生理用品があると、こういう状況をつくっていただきまして、安心して学校生活が送れるようになればいいというのが、私も昔若い女性でありましたので、そのときの経験から切に願う次第でございます。今月3月8日は、国際女性デーということで、世界的にいろんな取組がありまして、そのとき、8日の記事にスペインのカタルーニャ地方では、今環境問題



が非常に問題になっていますので、環境に配慮して、使い捨てではなく、繰り返し使用できる生理用品を無償提供するという、もう世界初の取組が始まったというようなニュースも来ております。やっぱりジェンダー平等世界のこのような、情勢の進展に対応して、学校や公共施設のトイレへの生理用品の配置を、何とか鞍手町でも取り組んでもらえないものかということをおもっておりますが、いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

町内で実施する考えはということで、町内の小中学校では保健室で児童生徒にその子の生活状況や、家庭環境に注意をしながら配布をしておりますが、それ以外の場所での配布は何度も答弁をさせていただいておりますけども考えとしてはありません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

学校のことももちろんそうですけどね。公共施設への設置ということもちょっと私はぜひお願いします、取り組んで頂きたいと思っております。というのが、私、直方の隣保館にいろんなことで出かけることが多いのですが、直方の隣保館では、ちょっと実物を持ってきたんですけど、持って返って来ました。まず受付に、生理用品が必要であることを声に出さなくても大丈夫です。スタッフにこのカードをご提示くださいというカードが置いてありまして、実際にトイレに行きますとね、またこれもちよっと立ち上がったことになりますけれども、女性の生理が非常に微妙なものがありまして、非常にひどい日と、軽い日とありましてね。だから、生理用品を使い分けなきゃいけないんです。これがちゃんと、直方の隣保館には備え付けてございました。ちなみに鞍手の隣保館はどうだろうかと思ひましてね、お尋ねに参りましたら、そういうことはないということだったんですね。これは公共施設ですから、子供さんではないんです。生徒さんではないんですけれども、やっぱり公共施設に特に隣保館に、直方ではそういう配慮がされている。鞍手の場合は、それが遅れているという実態ですね。これはやっぱり町民の皆さんに対する、配慮の差ではないか、きつい言葉で言えば人権感覚の差につながってくるんじゃないかという思いもいたします。私も是非、これは直方の隣保館だけではありませんで、私飯塚の交流センターなんか行きますと、必ず生理用品がトイレに置いてあります。そういった社会の流れといいますかね、ジェンダー平等ということの視点からやっぱりどんどん変わってきていると思うんですね、是非、隣保館からでも結構です。やっぱりほかの先進的な自治体に負けないように、女性に対する配慮はここまで行き届いているという実態をね、鞍手町でも作っていただけますことを、一日も早く作っていただけますことをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○議長（的野信之君）

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

○事務局長（広瀬真一君）

午後3時から再開したいと思います。

—— 休憩 14時46分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時58分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

通告に従いまして、2点について質問をいたします。まず1点目は、社会福祉協議会の体制についてです。最初に、町長が言われています地域福祉の充実と発展に向けて、地域福祉活動を進めていく上でも、社会福祉協議会の役割と重要性についての認識、どういうふうに思っているのか、お伺いをいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

地方自治体の福祉行政においては、主な関連法令である社会福祉法に規定する業務や民生委員、児童委員、赤十字等従来からの業務に加えて、近年では、災害時要援護者対策、ひきこもり支援、地域福祉活動、人材育成などをはじめ、子供、子育て、高齢者といった世代や障害生活困窮といったリスクや課題の解消など、極めて幅広い事業を法制度に基づき担っており、これまでそれぞれの制度等の充実が図られてきました。しかし、制度などの対象にうまく当てはまらず、困難さを抱えていても、支援の手が届かない人々も存在します。それは人々が暮らす生活の中においては、法制度の枠では解決できないこと、または対象要件に当てはまらない生活上の困り事が存在しているからです。また、根本的な解決が図れない課題も多く、伴走型の継続的、長期的な支援の必要性も高まっています。そのような中で、これからも増加していく複合

化、複雑化した課題を抱える人を支えていくためには、行政職や専門職がつながり、効果的な支援が行えるための環境整備が求められています。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定められていますように、地域住民が抱える福祉課題を地域全体の問題にとらえ、地域の関係者と共同活動を通して地域福祉の推進を目指すことを目的とする団体です。つまり、社会福祉協議会は、制度のはざまや制度の外側にある暮らしの困り事や社会的な福祉課題に注目し、人々の意識や新しい価値観を生み出して地域の福祉課題の解決に取り組んでいく担い手として重要な役割を果たしていると認識しています。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

町長の認識については、確かにそのとおりだというふうに思います。社会福祉協議会については、特に先ほど町長も言われましたけども、法的に、何らかの何て言いますかね、当てはまらない。本当に隙間のところだとかいうところで、本当に困窮した方について寄り添って一緒に生活改善なりをしていくという場で、本当に大事なところでもあります。そして、その中で、やっぱり個人情報というのがものすごく大きな部分を占めていると思いますし、秘匿性の高い相談者なりもたくさんおられると思うんですよね。ですから、事業自体が、どれだけの活動をしていくかっていうのは目に見えない分は多くの部分がたくさんあるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、その点についてはもう一度、町長はどういうふうに考えてあるのかというのを教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

自立生活支援だとか生活困窮者に対する、どのように支援をしているかということにつきましては、やはり個人情報というような観点から、十分に注意を払う必要があるというふうに思いますが、一方でボランティア支援センターだとか、災害ボランティアセンター、そしてまた、その他福祉教育だとか、いろいろな社会福祉協議会が担っている事業もあります。そういったものにつきましては個人情報等としては、あまり神経を使う必要もない事業であるかなというふうにも思いますので、その辺のすみ分けをきちんとした中での事業展開を図っていただければというふうに思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

それでは、次に他の自治体の人員状況についての比較がどうなっているのかについて、お尋ねします。鞍手町の社協は、それに当てはめて充実しているのかについてお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えいたします。近隣の他市町村の状況につきましては、各社会福祉協議会が定めた事業計画を行う人員状況としまして、会長を除く職員は、直方市13名で、内訳としましては、正職員10名、パート職員等は3名であります。

次に、宮若市は9名で、内訳としましては、正職員8名、パート職員等は1名であります。

次に、小竹町は7名で、内訳としましては、正職員3名、パート職員等は4名となっています。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

市と町ではちょっと違うと思うんですよね。今、直方市、宮若市、小竹町も言われましたけれども、近隣ではそうかもしれませんが、町自体、県内の29町ありますけれども、その状況についてどういうふうになっているのか教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。各市と町、各社会福祉協議会で定めにおきましては、各社会福祉協議会で定めた事業計画の中に、独自事業や、受託事業を行って人員確保をしているところもあり、違いが生じています。その主な事業と実施状況としましては、ホームヘルプサービス、社会福祉センター、管理運営事業、学童保育事業、生活支援介護予防サービスコーディネート、配食サービス事業などの事業を実施しておるため、人数に違いが生じております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

そういった事業については、これ勘案されてそれを除いたところですよ、職員の数。私も資料を持っていますけれども、これ県内29町、この人数を聞いたわけですけど、それについてはお答えありませんけれども、私が言いますね。29町のうち、鞍手町がもうほぼワーストワンです、4人。宇美町、人口規模も違いますけれども同じ町でもですね、人口割しても鞍手町、1人において、3,747人を見らないといけない。そういう状況があります。それともう一つ、今年の3月31日、昨年度末ですよ。昨年度末から社会福祉協議会の人数を増やした町が29自治体中15自治体で

増えています。これだけ必要性和その事業量等というふうには、それぞれの町が考えてあるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、人口比につきましても、他町との人数の比較にしても、4人というところが1番少ないんですよ。でも小竹町も4人、先ほど7人と言われましたけど、確か4人のはずですけどね。7人ですか。7人なら7人でも、もっと、1人当たりに対する人口の割合というのは、人口の人数というのは少ないはずですよ。そういう状況で鞍手町の事務局の職員の数、本当に充実しているというふうに考えてあるのでしょうか。お答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

社協職員の人数につきましては、先ほど、宇田川議員が言われました、恐らく人員配置状況一覧表からの抜粋だというふうに思います。これによりますと桂川町では1万2,000人の町において鞍手町と同じ、3名の正職員と嘱託職員が1名、あとは広川町についても正職員は3名の嘱託が5人というようなことになっております。香春町については正規職員が2名の嘱託が5名というようなことであります。実際にどのような社協が活動しているかということにつきましては、ホームページ等で確認をしておりますけれども、なかなかホームページでは出てこないことが多くて、活動状況にしても、ほぼ平成のものしか出てこないというようなことがありますし、実際に年度ごとの計画につきましても、いや、計画につきましては令和3年4年5年とありますが、報告については、令和4年の報告も載っていないということで、どのような活動をしているかっていうのがなかなか分かりづらいということにもなっています。そしてまた、何とか地域福祉の方向性について、共有会議をしようということもありました。日時は今年の2月26日に行ったんですが、出席者としましては、役場の2階の第2会議室で、副町長、総務課長、福祉人権課長、総務財政係長、福祉人権係長、地域包括センターの只松さん、社協の出席者としては古野局長、内山さん、大山さんということで、会議の目的として地域福祉の推進における中心的な役割を持つ組織として位置付けられた社協が、町の福祉サービスをどのように考えているか。町として現状を考慮した上で何ができるかを考えるという目的で会議を行っておりますが、開口一番、浅野副町長のほうから、社協はどのようにしたいかということを探ねたときに、古野氏から、会議に呼ばれているのだから行政の思いを先に聞きたいというような発言があったそうです。社協の町への思いとしても、行政と連携は取れていると思っているということではあります。なかなか行政としてもその辺の意思の疎通が余りうまくいっていないのではないかなという思いもあります。そういったこともありますし、今言いましたようにホームページにもなかなか社協の事業実績なり活動実績が載っていないということもあります。そういったことから、私自身、先

ほど社協の重要性についても述べさせていただきましたが、もっと社協なり行政と意思の疎通を図りながら連携をして、鞍手町の地域福祉の向上に寄与していただければというふうには考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

ちょっとよく分からないんですけど、町は何でそれ把握しようと、よく分からないんだらう。何でなんでしょう。ホームページだけから把握しようとしているんですか。町自体が社協に行って、今後、地域福祉向上のためにこうしたいんですけども、今の活動状況も教えてくださいとか、いろいろ聞けばいいじゃないですか。何でそれしないで、社協はホームページでこれだけしか載ってないんで、何しようか分かりませんとかそんな言い方になるんですか。ちょっと意味が分かりませんが、行政のほうからそういうアプローチなりはないんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これは私が確認したところです。福祉関係の職員、特にまた地域包括支援センターのほうから先ほど言いましたように共有をしようということで、アプローチをしましたが、先ほど言ったような答弁で、町として何がしてほしいかみたいな話だったというようなことをお聞きしております。いずれにしても、お互いの意思の疎通をもう少し機密にしていくということが1番重要なことというふうに考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

町長の地域活動計画、地域福祉活動計画を推進しようというふうに思っているわけですね。そのために、先ほど町長が、社会福祉協議会の重要性なりの認識を述べられましたけれども、そのために社会福祉協議会にこういうこともやってほしいだとか、そういうことは言わないんですか。その都度、地域福祉活動計画を進めていきますにしても、絵に描いた餅ではありませんけれども、町長が思う地域福祉の充実発展と社会福祉協議会というのは密接な関係があるんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども。町長自身が、包括と社協とがうまくいってないとか、何かちょっとよく、何で社協と意思疎通なりを取れないんですか。それが、それちょっとよく分からないんですけども、また取ろうとしているんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

地域福祉活動計画につきましては、これ社協が計画を策定したもので、社協が活動していこうという計画であります。私自身、意思の疎通を図ろうということで、過去

に社協からお話を聞き、どのような、要するに考えを持っているかということ  
と、地域包括支援センターのほうからも事情を聞き、どういうふうに考えているのか  
ということも聞きました。両者を合わせた中で、私が中に入って3者でいろいろ協議  
をし、お互い事業を、特に住民のための福祉事業を充実させるために、力を合わせて  
いきたいと思います、というようなことではお話をしましたが、それ以後もなかなかうまく  
いっていないというのが実情です。私がそれこそここまで中に入って実際にですね、  
それぞれの話を聞いて、そこまでするってということも、どうかというふうに思いまし  
たが、先ほども言いましたように、地域福祉の充実は住民にとって欠かせないもので  
もあるというような観点から、私がそれぞれの立場を聞きながら、中に入って何とか  
うまくいくようにというようなことでも努力をさせていただきましたが、現状まだな  
かなか意思の疎通が図れていないところが現状です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

何かケンカの仲裁に入っているみたいな感じに思えるわけですけども、違うじゃ  
ないですか。社会福祉協議会の重要性を認識していないからですよ。私も間に入って  
云々じゃなくて、社協は何をしているか分からないんやったら聞けばいいだけの話じ  
ゃないですか。分かってほしいだけじゃないですか。包括と社協とは実際には違  
いますよ。社協は一緒に手を携えて住民と一緒に生活を支えていこうとか、そういう  
体制ですよ。包括はまた違いますよね、やり方が。だから、その辺がちょっとよく分  
からないんですけども、いずれにしても、このまま社協ほっとくんですか。そのまま  
じゃ何をしているか分からないっていう、そのまんまでいくわけですか。私、2月2  
6日の会議があつていること知っていますし、その内容も逐一聞いています。ちょっ  
とひどいですけど中身聞きますと、どっちがどうとは言いませんが、その辺がね、こ  
れ全く住民のためにならない。今の状況で言えば。社協自体の人員体制についても、  
指定管理受けていたときからしても、今、2名ぐらい減になっていますよね、確か。  
今、実質は2名と、事務局長と3名かな、全部で4名ということになっていますけれ  
ども、全部じゃない事務局長除けば、社会福祉士の資格も持っている方で、しっか  
り、先ほど秘匿性の高い住民の相談なりも受けながらも、ずっとやっているわけす  
よ。それも含めて何をしているか分からないと言われるんでしょうか、町長は。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

先ほど言いましたように、秘匿性の高い家庭の方についてはですね、全部で7名ぐ  
らいの相談を受けているというような報告が上がっておりました。それは本当に、個  
人情報でもありますので、それ以外のことについては承知をしておりません。と同時

に、先ほど宇田川議員が言われましたけども、本当に社会福祉と申しますか、地域福祉と申しますか、鞍手町の現状、今考えていますと、非常に私自身も苦慮しているところですよ。しかしながら、なかなかどこでボタンを掛け違えたのか分かりませんが、今実際にうまくいってないのは事実であります。どうにかしたいということは私も常々思っております。しかしながら、昨年でしたら、もうここで正直言いますが、社協の会長から人員の増員についてのお話がありました。その際にも、いろいろとお話しさせていただきましたが、何とか鞍手町の職員と連携を取ってほしいと包括との連携を取れないですかというような話をさせていただいたときにですね、甚だここで話すことがどうか分かりませんが、社協の職員のレベルが高いと。町の職員はレベルが低いので一緒にできないということを何度も社協の会長言われました。そういうことも、話としては過去あったんです。そういったことも含めて、どうもお互いが歩み寄るといふか、考え方を、住民本位の、先ほども言いましたが、住民のための福祉をどうやって考えるかというような土壌にどうも上がってこられないというようなところがあるように思います。これは私も非常に本当に残念でもありますし、どうにかできないかというようなことも常々思っているところですが、今のところなかなか難しい状況です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

いやだから難しいということではまったくなんですかというふうに聞いているんですよ。その2月26日の会議自体も、中身知らされず、場所も分からずというようなことも聞きましたよ。どういう会議をするのか、どういう中身の会議をするのかもよく分からない。ただこの日に会議しますから来てください。というような、ことだったんじゃないですか。何をしているか分からないじゃない。何をしてほしいかというのも何もないんですかね行政としては。福祉人権課との職員との意思疎通なり、それはできているというふうにも聞いていますよ。どことどうが分からないって言うのか分かりませんが、その辺どうなんですかね、町長。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

社協のほうはそういうふうにお話をされているということですけども、私は報告としてはそのようには聞いておりませんし、特定の職員との関係は良好なのかどうかということだろうというふうには思います。私自身は何度も繰り返しになりますけども、住民のための地域福祉を、もっと充実するものにしたいと。それには先ほども言いましたように、行政職と専門職が、やはりつながりを持ってお互いを補完しながら進めていくことが必要だろうというふうに考えております。それをどういうふう



な形で今後お互いの、今話したような、関係を改善していこうかということについては、まだまだ答えを持ち得ませんが、いずれにしても早い時期に關係の改善を図る必要があるというふうに考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

なかなかですね、いいですよ。町長自身が会長との話のこともされましたけれども、私はその辺は知りませんが、なぜ担当者、福祉人権課の1個人と仲がいいわけじゃないなくて、福祉人権課の職員との意思疎通を図りながら、連携を図りながら、住民の困った方の困窮者の支援に当たっていくってことはやっていると思いますよ。その辺は把握してないですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

その辺の報告は受けておりません。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

いや報告、社協しないといけませんか、それ。いや分かれようとしていないわけですよ。町長。何をやっているか分からんのやったら、なぜ分かれようとしませんですか。ホームページだけ見る。部下の福祉人権課の職員がおる中で、社協とのつながりはどうなっているかとか、そういうのは聞いてないんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

あんまり良好だというような話は聞いておりませんが、社協との關係だけを一々逐次話を聞くというわけではありません。ただただ苦慮はしておりますので、非常に關心は持っておりますが、先ほども言いましたように、何とか改善したいという思いもあります。しかしながら今のところは、まだ改善に至ってないというところですよ。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

かたくなですね、いいです、分かりましたよ。令和6年度をもって、今の事務局長が定年退職と、定年というか退職になると思いますけれども、その後の社協の体制についてはどういうふうに考えてありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

令和6年度でも予算案として、人件費を中心に約3,500万円の補助を交付しております。先ほど述べましたように社協の重要性は認識しておりますし、社協の目的

でもある制度のはざまや制度の外側にある暮らしの困り事を抱えた人たちに、寄り添った活動を行っているとは思いますが、お互いに意思疎通が十分でないこともあり、繋がりが深くないように感じております。社協として現在の体制をどういう事業を中心に活動しているのか今後鞍手町の地域福祉を推進していくためにどう取り組もうと考えているのか。深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

先ほど人件費で3,500万と言われましたけれども、ものすごく周りくどい言い方しますね。人件費の中身だけ見ても、例えば非常勤職員給与支出とかいうのもありますけど、これは200万程度ですけども、これは移送サービスに係る部分ですよ。全部が全部今の職員だけのものではありませんけれども、町長の今、意思疎通を図ってどうのこうのというのと、住民の本当間に立った困った方を助けると、支援はしているというのは認識してあると思いますけれども、そういう意味でも今いっぱいっぱいの状況であるわけですよ、社協の人員自体が。もう1年で、もう今の局長が退職ということになりますけども、先ほど町長が言った意味はどういうことでしょうか。それ補充、ちゃんとしてくれるんでしょうか。1人減るわけですよ。1人減るんで、今でも1番最低の、町でいえば4人というのが1番最低ですよ。あと2つぐらいありますけれども、そこは減った分は補充されるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたように鞍手町の地域福祉を推進していくためにどう取り組もうと考えているのか、深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと思えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

今でも生活困窮者がいて、相談業務とそれ以外にもいろんな業務ありますよ。いろんなことやっているんですけども、意思疎通が図れないとか、町長がその社協が何やっているか分からない、そういう状況で。今の状況で言えば、町長はもう、補充はしない、今度4から3になったらそのままいきますよという考えでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

繰り返しになりますが、深く協議を重ねた上で人員の体制については検討していきたいと思えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

深く協議を重ねた上で、先ほど、29の町の社協の人員の状況も言いましたよ。4人ってというのは県下最低ですよ。その中での、話で深く協議をしながらじゃなくて、町民を困った方を助けるのに今でも手いっぱいのところを協議の結果1人減らしますという結果も協議の深く検討した上でって言ったら、それも可能性としてはあるわけでしょ。町長の考えの中に。じゃなくて今困っている方がおって、そこを支援するのに助ける職員が今でもぎりぎりの体制なのに、それを1人まだ減らすという考えも可能性としてはあるんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

現在の体制、または1人少なくなった体制でどういう事業を中心に活動していこうと考えているのかを深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

福祉の充実も何もあったものはないですね。町長の言い方からすれば、片方の意見しか聞いてないで、なんかかたくなにケンカが収まれば、人員は検討します、確保しますみたいな言い方でしか聞こえませんよ。私言っているのは、生活困窮者なり、行政の法律のはざまでおられる方を支援する人がいる中で、さっき7名と言いましたけども、相談1回だけじゃないですよ、ずっと寄り添って何年間も一緒に、支援をし続けている方もおられるわけですよ。それも今の体制で言えばぎりぎりなのに、その方たちも見捨てるんですかって聞いているんです。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたように、当然ながら伴走型の継続的、長期的な支援も必要が高まっているというような認識は持っております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

言っているじゃないですか。今の体制ぎりぎりって言っているのに、それは、人減らしてでもうそれだけはやります。というようなことでいいんですか、町長の答弁としては。そういう考えですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

人員を減らすとか増やすとか、そういう考えを今ここで述べているわけではありませんで、社協としてこれから先どういうふうにしていこうかというようなことを、どういうふうな取組をしていこうかということを協議し、もちろん、当然ながら今鞍手町でも相談業務を受けておりますし、伴走型でずっと相談をしている方たちもあります。そういった同じような業務をしているところもありますので、お互いに話をしながら協議を重ねて、実際にどれぐらいの事業に対してどれぐらいの人員が必要なのか、そういうことも含めて協議を重ねていこうかというようなお話をしているわけです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

もう同じことの繰り返しになりますんで、あんまり言いませんけども、これ最後にしますけど、県下で社協の職員配置で4人というところが今最低ですよ。これ最低支援業務まで行くだけでも大変なことですよ。いろんな総務の事業もある、いろんな事業の事務局を請け負ったり、いろいろなことがありますよ。それに、いる人員が県下でもやっぱり最低の4人はいるわけですよ。実際、先ほど言いましたけど、社協の人員を増やしているのが1年間で29町の中で15町、15の社協が人員増やしているんですよ。そういうこともね、最低4はいる。県下の中でもそういうふうに出ていますよ。だから、鞍手町が今4人の1人当たりに見る人口割合で言うたら3,747人、見らないといけないそういう状況ですよ。ほかのところはもっと低いところがたくさんありますよ。人口規模が大きいところはね、またちょっと違いますけれども、その辺の考え方、最低これだけは要ということはね確保しないといけないというふうに思いますよ。もう一度考えてやってくださいよ。この問題についてはもう次行きます。終わりにしますけど、町長の考え方がよく分かりました。

次に、自治会加入率の低下につながるに対する方策についてお伺いをいたします。このことについては何度も一般質問でも取上げていますが、加入率低下によって危惧する問題がありますんで、まずお尋ねをしたいというふうに思います。最初に自治会の加入率についてお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

この件については担当課長に答弁させます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

#### ○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。令和6年2月末時点の自治会の加入率につきましては、44.71%となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

また、このあいだ聞いたときよりもまだ下がっているというふうに思います。町長は施政方針でも述べられていましたけれども、デジタル化推進による町民サービスの向上は確かにメリットのあることだと思います。しかしながら、これにより自治会に入らなくても、いろんな情報が得られたりサービスが受けられたりするのであれば、加入率の低下が特に若い世代で加速していくのではないかというふうに危惧します。この点についての町長の認識をお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

デジタル化が進むことによって紙媒体の回覧版や掲示板の代替へ、補完機能を初めとして自治会内部の情報共有の効率化、迅速化、また自治体等との連絡調整の合理化が図れるなど、利便性は向上いたしますが、現時点でデジタル化の進展が自治会の加入率の低下を加速させるということについては、国等は発出した自治会に関する調査報告等を確認しましたが、明確な回答を得ることができず、判断が難しいところであります。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

判断難しいですけども、普通に考えたらやっぱりそうじゃないだろうかと、今実際にそういうのが起こっていますよ。自治会に入らなくても広報もらえるし、どこでも置いてあるし、ホームページ今出ていますから、それも大体若い人が中心ですよ。SNSを使ったりパソコン使ったりするのは、やっぱり若い世代のほうが多い。もう一つは、どこも今高齢化して行って役員の成り手がいない。で、もううちの自治会でもありますけれども、組長になる人が組の中で1人しかいない。だったらもうこの先何年も、ずっと組長続けていかないといけないのであれば、もう区を抜けますという方も、結構出てきています。今、そしたらもう組自体もなくなるし、自治会自体も存続しなくなってくるというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうに思いますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これも非常に難しい、答えの出にくい問題でもあります。考え方としては、これも地域福祉の一つであるというふうにも考えております。地域福祉というのは制度福祉であつたら自発的福祉であつたりというようなことの中の自発的、要するに地域の人たちが助け合って、その地域を守っていこうというようなことの一つの形だろうとい

うふうには思うんですが、なかなか戦後をそういった助け合いの精神があったところから、なかなかもうこの戦後70年80年近くになって、そういったところが少なくなってきたというのは一つあるというふうに思います。そうした中で若い人たちのSNSを中心とした物によって紙媒体が、なかなか必要でもなくなってきたことがことから、区に入っている意味も少なくなってきたというふうな、実態として現在の加入率につながっているということも、考える一つの状況かなというふうには思っております。ただ、ここで一つ紹介したいのが実証段階ではありますけど、東京都特別区の共同事業の中で、自治会運営の効率化や地域コミュニティの活性化を目的とした地域交流アプリを開発して、自治会活動の維持継続に取り組まれている事例があります。このアプリは紙媒体で対応している行政からの情報や、自治会活動に関するお知らせ、そのほかに自治会運営に関する会議などの情報を電子化し自治会活動はもとより、未加入のほうも自由に閲覧ができるようになっており、自治会運営の効率化、情報発信の迅速化、自治会活動の見える化が図られています。それにより自治会活動への関心が生まれ、加入者が増えたかは定かではありませんが、未加入者や若い世代の方にも興味を持ってもらえたというアンケート結果が出ているそうです。そのように自治会活動の負担を軽減することや、活動を知ってもらうということで、少しずつ自治会活動への理解を得られるんじゃないかというふうにも思っております。今後DX、デジタルトランスフォーメーションが日常の生活の中で普及し、SNSが当たり前になってきたときに、鞍手町という小さい町ではありますが、こういったことも実施することができて、むしろ若い方たちがこの情報を取ることによって自治会活動に関心を持ってもらえるということも、今後あるかもしれないというふうに思っております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

一長一短あるでしょうね、今の話聞けば。未加入者の方も見られるというような話もありましたんで、いろんな情報を仕入れながら、加入率の向上にもつなげていっていただきたいというふうに思いますけれども、もう一つ、町長はこれまでも自治会役員の負担減らすためにも、配布物を委託していくことも考えられると。それについて、前向きに考え検討されているんじゃないだろうかというふうに思うんですけど、今具体的にどういうふうにしていこうと考えてあるのか、教えていただきたいと思えます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

啓発物と全戸配布につきましては、昨年9月の定例会の中で説明をいたしました

が、昨年10月に各自治会長を対象とした自治会アンケート調査を実施させていただきました。その中で広報紙等の配布業務について、配布業務が負担になっていないか、どのような配布方法が望ましいかなどの調査をさせていただき、その結果では、現時点で負担を感じていないが全体の84.3%、現状の配布方法でよいが全体の60.7%を占める結果となっております。頂いたコメントとしては、スマートフォン等が高齢者にも普及しているので、デジタル化にすべきやペーパーレス化に取り組むべきなどの声がある一方で、配布業務や集金等があることによって会話が生まれ、現状ではコミュニケーションツールになっているとの声も頂いております。現在の区の加入率からすれば、全戸配布の必要性も感じますが、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、情報を受ける側のスマホ等の保有実態、物理的な状況を踏まえながら慎重に判断していきたいと考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

ということはまだ配布業務については決定もしてないし、まだどうするかということも決めかねているという状況ですね。分かりました。ただ、先ほど町長も言われましたけども、加入率自体がもう44.7%、これを全戸配布しても半分も届かないわけですよ。これやっぱりどうかしないといけないんで、例えば逆に配付を全部委託業者に任せるのではなくて、そこの自治会区域内の全戸配布物については全戸配布ですよ、全戸配布物については、そこの自治会で、加入、未加入を問わず、配ってもらおう。そしたら、その委託業者に払う分は、そこの自治会にお金を落とすだとか、いうことも考えられるんじゃないだろうかというふうに思います。これは一つの案ですんで、それもぜひ、検討の一つに加えていただきたいというふうに思います。

最後に、自治会加入率が低下すれば、地域コミュニティーが失われ、自主防災組織の運営に支障を来し、災害時に組織が機能しないことも考えられます。また、自治会の防犯灯も維持できなくなることも考えられ、犯罪や事故などが増えてくることも懸念されます。これらの弊害に一つ一つ対応が求められてきますが、今後の方策について答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

地域コミュニティーは、地域住民の親睦交流を図るだけでなく、高齢者福祉、環境美化、防犯、防災、伝統文化の継承など、地域の活性化において重要な役割を果たしており、そのほとんど自治会が担っていると承知をしております。しかし、少子高齢化や人口減少の影響により、担い手の不足、高齢化による脱退など、組織運営に弊害

が生じていることも承知をしております。このような中、近年の災害は激甚化、頻発化しており、自主防災組織は地域の共助活動組織として大変重要な役割を担っていると認識しております。自主防災組織は地域住民が協力連携して活動するものであり、自治会の会員に限らず、地縁に基づく地域住民の参加を促していただき、コミュニティとともに組織の活性化に取り組んで頂きたいと思っております。本町からは区助成金や屋外放送施設管理交付金などのほか、防犯灯の設置補助金や屋外放送施設設置助成金等の制度を設け、自治会運営の支援を行っているところでございます。自治会では、多様化する地域課題をどう解決していくのかという議論になっているのではないかと思います。繰り返しになりますが、この問題解決に向けては地域や行政議員の皆さんと一緒に地域コミュニティ機能をどう向上させていくかを話し合いながら、解決策を見出していくことも必要ではないかと考えております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川亮君)

そういうことをね、いろいろやったとしても恐らく自治会加入率の低下というのは止められないんじゃないだろうかというふうに思います。しかも先ほど言いましたけど高齢化して、若い世代が自治会に加入しないという状況が、生まれてきているわけですよ。そしたらコミュニティはもちろんのことですけども、先ほどの最初の一般質問の中でも自主防災組織でどうのこうのという話もありましたけど、自主防災組織自体がもう作れなくなる。区に加入してない方もね、一緒にやっぱり、防災として、何か災害があったら助けていこうという思いがあっても、もう隣近所誰がいるのか分からないというような状況も出てきているわけですよ。しかも、動ける人が少なくなっている、若い世代の加入率が減ってきているということも含めてですけども、そういう中で災害時に、もう本当危機的状況だと思うんですよ、災害時にどうするか。防災無線が云々とか、補助を出しています、とか言う話以前の問題になってくるんですよ。今からはやっぱり。町の職員が全地域を網羅して、一緒になって災害対策に当たるとかいうことにはならないんですよ。やっぱりそここの自主防災組織が機能してもらわないと、地域住民の命は救われないというふうにも思うんで、そのときのどう対処するんでしょうかね。今自主防災組織、全自治会にあると思いますよ。悪いですけど名前だけだと思います。ほぼ機能していませんと私は思います。やっているところがあれば失礼ですけども、そういった問題もあります。それからね、防犯灯の問題ですよ。自治会に防犯灯の設置の補助金は出していますが、これ電気代がかかるんですよ。そしたら、そこに加入している方が少なくなればね、ランニングコスト自体も、防犯灯の電気代も払えなくなるというような状況。そしたら、もう自治会なくすしかないですよ。役員をする方がおられなければ、自治会なくすしか



ありません。その自治区内は真っ暗になるわけですよ。今のままでいけば、ものすごく危機的な状況だと思いますよ。今でさえ半分以下になったところで、私の住んでいるところでは、未加入の方に防犯灯の電気代だけはお願いして同じ区域に住んでいるからということで、お願いしてもらっていますけども、それはもう未加入の方が増えればものすごい負担になってくるんですよ。今同じ組内の半分以上が未加入とかなったらもう本当大変なんですよ。そうしてないところもあります。もらえてないところもあります。いろんな組内で防犯灯を管理しているところもあるとは思いますが、その辺がね本当危機的な状況だというふうに思うんですけども、これに対してももう、自治会加入率の低下が止められないのであれば、これに対しての方策も考えていかないといけないんじゃないですか。その点についても、ぜひ、町長の今の考え方なり危機感なりをお聞きしたいと思いますが、

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

先ほど石井議員が一般質問の冒頭で能登半島地震のことにつきまして、お悔やみと見舞いの言葉がありました。この能登半島のある自治体については、高齢化率が50%を超えているというようなところもあったように聞いております。そうした中で、やはり倒壊した家屋の下敷きになった方たちをどうやって救助するかとか、どうやって避難をしていくかとかいうような、やはりその地域の、ごくごく限られた人たちの中で救出であったり、一緒に避難をしていたりというようなことが起こっているやに聞いております。振り返って鞍手町の高齢化率はもうほぼ40%というようなことと同時に、今宇田川議員が指摘をされております。自治会加入率も44%と、非常に厳しい状況の中ではあります。これをどうやって改善していこうかと。もしも災害が起こったときに、どうやってそれぞれの命を守っていこうかというようなことについては非常に重要な問題でもありますし、私自身も危機的な状況であると、非常に懸念をしているところでもあります。しかしながらこれをしたから解決できるんじゃないかとか、これが一つの方策じゃないかと、いうようなことがなかなか解決に結びつくかということについても、難しい状況でもあります。先ほども言いましたけども、自治会の組織につきましては、これも自発的福祉の一環というようなところから、やはり住民の方たちが自分のこととして自分が住んでいる地域についてどういう愛着を持っているのかとか、どういうふうな地域であってほしいとか、そういうふうなところを、どのように考えているかっていうことにもつながってくるかなというふうにも思います。なかなかそれを醸成していくというのも、今、個人主義的な思想が強くなっている中では、非常に難しい状況の中でもあります。私自身今ここですぐこういう解決策があるというような答えは持ち合わせておりませんし、先ほども言いましたよ

うに、地域住民の方たちや行政はもちろんですが、議員の皆さんたちも含めて、鞍手町全体で、もうそれぞれが自分のこととして考えて、この今の状況をどうやって考えれば改善していくかということ、やはり考えていく時期に来ているというふうには思っています。今ここでどうしたらいいというふうなことについては、なかなか申し上げてないとか正直なところ、今、私自身方策を持ち合わせていないというのが現状です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

自治会加入率の向上に向けてはなかなか答えは出ない。先ほど町長言われましたけど一つじゃない。明確な答えがあるわけじゃないということは私も分かりますよ。だけど、加入率の向上ばかり見るんじゃないで、もう低下は止められないわけですよ。今、今の状況で言えば、低下してコミュニティーも失われ、自主防災組織の運営も支障をきたし、防犯灯もなくなって真っ暗になれば、そのあとどうするんですか、もうすぐ来ますよ、こういう時代が。これの方策を考えるべきじゃないですかって言っているんですよ。ぜひ、この件に関してもね、真剣に検討していただきたいというふうに思いますけど、最後に町長の答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたようにそこに住んでいる地域の方たちが、もしもそうなったときにどういうふうに思うかということだと思えますよね。要するに、先ほど言いましたように地域福祉の中には制度的福祉と自発的福祉ということが二つあるんですが、これは自発的福祉の中の1つになるというふうな観点があります。地域の人たちが自分たちの住んでいる町、住んでいる地域、住んでいる場所をどうやってしていこうかと。そこを本当に自分のこととして、もう周りが全部真っ暗になってもいいっていう、皆さんが住んでいるのかどうかなんです。本当に子供たちが通学しているところ、子供たちが住んでいるところの町を、地域を皆さんがどう考えているか。そこを、まず、皆さんと一緒に考えていって、そこから始めて、自分たちのできることは何なのか、それぞれが力を合わせるによって何ができるか。そういったことを、それぞれが考えて、そしてまたそこに行政がどういう手立てができるか、そういうことも含めて、これからも皆さんと一緒に考えていくことが必要だと思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

ごめんなさいね、最後って言いながら。そこそこで考えなさいじゃないですよ、そこは音頭を取らなでしよう。だって、自治会に加入していること加入してない人た

ちがおるわけで、そこで考えてくださって言っても、どうやって誰がどういうふう  
に音頭取ってやるんですか。そういうことも含めて、町側は一步足を踏み出すなり方  
策を考えないといけないんじゃないですかって聞いているんですよ。もういいですけ  
ど。もう答弁要りませんがそういうこと。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほども言いましたように、だから行政が、どうやって手立てをしていくかも含め  
て考えていくということです。

○議長（的野信之君）

以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

5番。では、通告に従いまして一般質問をいたします。

昨年6月議会において、一般質問があり、学校給食費の無償化について検討してい  
きたいとの町長の答弁がありましたけれども、その後の進展を教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

学校給食については、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を財源  
に、令和4年度には3回分、令和5年度には1回分の給食費を減免し、また令和4  
年、5年度ともに、食材費高騰対策として、高騰した食材費1年間分を補助し、給食  
費の値上げを行っておりません。また令和6年度においても、4月から9月まで6回  
分の給食費の減免を行う6年度予算案を計上させていただいております。学校給食費  
の無償化については、町単独での財源の確保が難しいと考えておりますが、臨時交付  
金等で財源が確保できた場合には、減免や補助を行うように考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

令和6年度半年間だけでも無償になる予算をつけていただいたことはとても喜ばし  
いことでありますけれども、それだけでは満足がいきません。本来ならば、国が全国  
的な枠組みをつくり、完全給食の実施を義務と位置づける必要があると思われま  
す。とはいえ、現在、国を待たずに無償化へと舵を切る自治体がどんどん増えており、全  
体の3割超となっております。この新年度4月からは、東京23区で完全無償化がス  
タートします。また、本年度10月からは青森県でも、県内の小中学校で提供する給  
食を無償化する方針を決め、2024年度当初予算案に関連経費を盛り込んだそうで  
す。都道府県単位では、一律無償化に取り組むのは全国初とのこと。近隣の市町

でも徐々に無床化が広がってきております。昨年は小竹町のみが完全無償化を実施しておりますが、新年度4月からは田川市も無償化が決定しております。宮若市も2学期から無償化となります。4月からトイレットペーパーやティッシュペーパー、またいろいろなものが値上がりし家計を圧迫します。賃金の上昇が物価の上昇に伴っていないので、新年度後半も給食費の完全無償化になれば、子育て世帯の保護者の方々の経済的負担の軽減にもつながります。このような観点から鞍手町でも、半年間だけではなく、その後も完全無償化にできるようにお願いしたいと思うんですが、どのように考えていらっしゃるか教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

各自治体におきましては財政状況も異なっておりますし、財政規模も異なっております。そういった意味で、それぞれ自治体の考えの中で給食費の無償化に取り組むところ、なかなか難しいところがあるというふうにも思います。6年度予算を見ていただければ分かりますように、鞍手町についてはインフラの整備に取り組んでいるところでもあります。そういった意味で予算規模としては、今までに過去にないような予算規模にもなっておりますので、現状としては給食の無償化について取り組むことについては難しいというふう考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番(野口美恵子君)

では半年間だけでも無償になったことはありがたいので、完全無償化がいずれ期待できることを、希望して、次の質問に移ります。では、給食中の窒息死についてです。2月にみやま市の小学校1年生の男の子が、ウズラの卵をのどに詰まらせて窒息した事件についてです。休職中に実測した児童や生徒は2008年から11人に上っています。パンやミニトマト、プラムの種などが原因でした。2015年にも、大阪市の小学校1年生の女児が同じくウズラの卵を喉に詰まらせて亡くなっております。みやま市の教育委員会は、ウズラの卵に注意が必要だと認識せずに使っていたそうです。ほかの自治体も似た状況のようですが、過去の事故に関する情報が十分に共有されずに、教訓が生かされていない現状を関係者は重く受け止めるべきだと思います。文科省は19年改定の食に関する指導の手引で、過去に起きた白玉団子とプラムの誤飲による窒息事故を例示し、丸い形状のものは喉に詰まる危険性が高いとして十分な注意を呼びかけております。そして筑豊地区の学校現場にも波及を広げています。筑豊5市の給食での対応は、原因となったウズラの卵をはじめ、白玉団子など、球形の食材の提供を見合わせる自治体もある一方、食育の観点などから続ける判断をした自治体もあります。気をつけて噛んで食べなければならぬと学ぶのも、食育であり、一切それらの球形のものを使わなければ、それらを原因とする事故起きませんが、根本的な解決につながるのか疑問が残ります。ウズラの卵は栄養価が高いとの評価があ

り、周囲の自治体の動向を見ながら提供の再開を検討している自治体もあります。鞍手町では現在どのような対応をしているのか、お尋ねします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長(外園哲也君)

2月26日のみやま市の事故を受けまして、翌日27日に、県内の給食に関する事故について注意喚起を、学校へよく噛んで食べましようのチラシを児童全員に配布、中学校後日ポスター掲示、教職員は給食時間の見守りや声かけの徹底を依頼いたしました。また県体育スポーツ健康課給食係より送信された「食に関する指導の手引」、「食べ物による窒息事故を防ぐために」、「救急蘇生法の指針2020」も、同時に小中学校へ送信しております。28日にも、県体育スポーツ健康課給食係より送信された「教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」も送信しております。今後の食材につきましては、今現在のところ見直しは考えておりませんが、事故防止について、児童生徒への注意喚起、教職員へは給食時の見守りや声かけ、事故発生時の対応などについて周知徹底するようにしております。以上です。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番(野口美恵子君)

今の状況がよく分かりました。このみやま市の痛ましい事件の翌日には、福岡市の小学校で八宝菜にウズラの卵が入っていたそうです。担任の先生は、今日の給食にはウズラの卵が入っています。必ずよく噛んでから飲み込むことを伝え、みやま市での悲しい事故のことも説明したそうです。何か事故が起きてからでは取り返しがつきませんので、これらの点を踏まえて、今後、鞍手町でも安全な食材の提供と指導をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

#### ○議長(的野信之君)

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、9番議員 許斐潤一郎議員の質問を許可します。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番(許斐潤一郎君)

9番、皆さんお疲れのこととは思いますが、通告に従いまして、最後になります。自然災害による人命及び家屋倒壊対応について何点か質問をさせていただきます。皆さんもご存じのとおり、先ほど石井議員のほうからも、東日本大震災発生後13年目に当たるという報告がありました。本年1月1日、日本全国の人々が新年の新しい時間を過ごされていた中、思いもよらぬ北陸能登半島地震の臨時ニュースが報道されました。私もまさか年の初めにこのような出来事が起こるとは全く考えてもいませんでした。多分、私に限らず、全ての人がそう思われて新年を過ごされて

いたことと思います。この災害にて亡くなられた方々の、ご冥福をお祈りし、また、家屋や他の建物に大きな被害を受け、避難生活を送られている方々へのお見舞いも申し上げます。

さて、鞍手町も数年前に福岡西方沖地震や熊本地震の際にも震度4を確認しております。幸いにして大きな被害は見られなかったと思いますが、今後、南海トラフ地震なども危惧されている中、福岡に関しましてもご存じだと思いますけれども、西山断層、警固断層、九州北部の日本海沖には活断層や断層のつながる箇所が9か所ほどあると言われています。いつ震災が起こるか分からない。私も今でも大きな震災が起こるたびに、大変ね、すごいねなどとは口にしますが、町民の皆さんも同じような気持ちだと思います。ほとんどの人は鞍手町では、今まで大きな地震災害はないからねという声が多く聞かれて、気持ちのどこかに大きな地震は来ないことを前提で過ごされているのではないかと思います。自然災害もいろいろありますが、地震を除けばほとんどは事前にテレビ等で注意報や警報が出されます。地震に関しては、発生してから情報が流れているのが現状です。それだけ地震に関しては直近の事前情報が出ないのです。こうしているときも、地震が起きても不思議ではないのかと思います。今回の北陸地震や、以前の大きな震災におきましても、人命救助、避難場所、健康問題、食料備蓄、水、電気などなどの問題が毎日報道されていましたが、鞍手町もここ数年、各機関や町民を対象とした震災に対する合同防災訓練も行われていないと思っております。ここで先ほど申し上げた様々な問題を確認したいところですが、今回は、震災発生時とその後の人命救助が何よりも1番と考えるので何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、今までの大きな震災において、木造建築物の損壊で潰れた家屋の下敷きになり、家屋の倒壊による圧死による尊い命が失われていることです。2020年に国は、耐震化率95%の目標を掲げていましたが、庁内でも建築後数十年以上の家屋もたくさんあると思いますが、旧耐震家屋と新耐震家屋の比率は確認できているのかどうか、お聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

**○まちづくり課長（柴田隆臣君）**

お答えをいたします。令和6年2月末時点の比率になりますが、旧耐震家屋が46.27%、新耐震家屋が53.72%となっております。しかし、本町に新耐震基準日以降の家屋の耐震化についての情報がございませんので、あくまでも建築年で計算した推計ということで、ご理解頂きたいと思っております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

課長のほうから旧と新の、今の状況を報告頂けましたけども、だいぶ町内でも、やはり新しいお家がどんどん建ちまして、屋根等の軽量化等で、また新基準で震災の対応ができていると思うんですけども。国立研究開発法人の防災科学研究データを見てみますと、30年以内に発生する地震の規模確率で鞍手町では家屋倒壊率、震度5でどのくらいかということでありましたら、1番多いところはご存じだと思いますけど、弥生区が78%です。上木月区が73%、木月区が69%、小牧が65%、あと永谷・中山地区が41%、それ以下は大体30後半ぐらいに推移しているようです。炭鉱の坑道跡とかもありますので、揺れた後に、やはり家屋の倒壊とかも十分考えられると思いますので、その辺はやはり、旧耐震のほうにもしっかりと目を通してやっていただければと思います。

次に2点目ですけども、県の耐震アドバイザー派遣制度があると聞いておりますけども、どのような内容のもので、町民の利用件数、されているのは近年どの程度行われているのか、お聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましても担当課長に答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。この耐震アドバイザー派遣制度につきましては、一般財団法人福岡県建築住宅センターが相談窓口となっております。制度そのものの内容としましては、昭和56年5月31日以前に建築された、県内の木造戸建住宅を対象に、必要に応じて、県主催の講習会を受講し登録された建築士、この建築士の方が耐震診断アドバイザーということになりますけども、その方を派遣し耐震性の診断を行うものでございます。診断は、床下、小屋裏に進入して調査をし、目視で壁の仕様等を確認した上で地震に対する強さを総合的に判断をされます。町内における活動の実績としましては、診断の結果、耐震改修が必要と判断された住宅のみとなりますけども、鞍手町の内訳としましては、令和2年度に1件、令和3年度に1件、令和5年度に1件となっております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

分かりました。耐震アドバイザーの派遣というものが行われているというのは、今課長のほうからお話がありましたようにできていますけど、大体目視ぐらいで簡易診断と一般診断があると思うんですけども、料金ですけども、それは町のほうから負担があるんでしょうか、それとも個人でその負担を出さなくてはいけないのか。その負担額が

分かれば教えていただきたいと思います。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長 (石田正樹君)

お答えいたします。利用者負担額としましては一般診断で6,000円となっております。この中身としましては木造戸建住宅性能向上改修工事の補助申請に係る必要な書類であります。耐震化改修工事計画書、概算見積書の作成料金が含まれております。個人負担に関しましては、この6,000円については町の補助としてはございません。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

補助のほうはないということで個人負担になるとは思いますけども、なかなかやはり、ご高齢の方とか低所得の方とかは、6,000円、3,000円とか、それ以上になってもなかなか出せないんじゃないかと思っておりますので、できれば、先ほどもお聞きしましたように、改修のみで行きましたら1件とか、2件その程度だと思っております。できれば広報活動なんかも、やってそういうのもありますよということを、やはり伝えていただければいいのかなと思っております。そういうふうな取組が行われているとは思いますが、先ほど西藤議員がおっしゃっていました、鞍手町のホームページ等にも載せておられるとは思いますが、全ての町民さんにやはり伝わっているかどうかというのは非常に曖昧なところかなと思っております。できるだけ個人負担がないような取組もしていただければと思います。

次に行きます。3点目ですが、町民に対して、家屋倒壊の危険性や耐震対策はどの程度まで確立できているのか。住宅の耐震改修補助事業や、家屋の家具などの補強対策等の指導啓発は、どの程度町として取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長 (石田正樹君)

お答えいたします。町では、震災に強いまちづくりの実現に資することを目的としまして、木造戸建住宅性能向上改修補助を実施しております。また、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的として、ブロック塀等撤去費補助を実施しております。町民の皆様へは、広報紙やホームページを活用して、補助制度の周知を行っております。先ほど耐震アドバイザーの派遣制度の話がありましたけども、木造戸建住宅性能向上改修補助につきましては耐震診断アドバイザーの制度を活用した耐震診断の結果に基づきまして、耐震改修が必要と判断されたものに対して補助を行うものでございます。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)



○9番（許斐潤一郎君）

分かりました。関連したような内容でお聞きしておりますので、お答えを頂けるのは大体同じような回答かなと思いますけれども、やはり人命、財産を守る効果が上げられるような対応をしていただければと思いますけれども、やはり工事になりますと高額な費用がやっぱり掛かってくると思います。後継者の方がいないとか、他の家族もいないということであればやはりたくさんのお金を出して改修するっていうのは、なかなか難しいことだとは思いますが。今後も、やはりそういうふうな、先ほども申しましたような耐震の対策等、また家具の補強等につきましても、耐震アドバイザーとかおられると思いますので、そういう方たちから、積極的に活動していただければいいのかなと思います。

それでは4・5点目は、ほぼ同じような内容になりますので、一括してお聞きしたいと思えます。今回この4・5点目が1番大事なのかなとは思いますが、一緒に4・5点目はお聞きしたいと思えます。町内でも、先ほども町長もおっしゃっていましたが、高齢化率が大体39.7%ぐらいで、ほぼ40%超えるところまで来ています。そのほかにも高齢者の方に限らず、身体的に障害をお持ちの方、耳が聞こえない、目が見えない、言葉が出ないとか、体が不自由で動けない、車椅子、寝たきりとかいう方が、やはりたくさんおられると思えます。万が一逃げ遅れた際に、いつもテレビなんかで報道されていますけど、最大72時間の生命リミットがありますが、救出や捜索方法などの対応は、町として考えておられるのか。そういうふうな訓練もされているのかどうかをお聞きしたいと思えます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。大規模な地震発生時につきましては、近隣の住民の方々による初期消火や、救命活動など地域における共助が大変重要であり、鞍手町地域防災計画におきましても、地震直後の人命救助活動は地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように努めるとされております。しかし、人命救助とはいえ、震災で倒壊した家屋に近づくということは、2次災害の危険性を高めるとともに、建物の倒壊や重量物による身体への長時間の圧迫がある場合、クラッシュ症候群を引き起こす可能性があることから、地域の自主防災組織等に対する救出活動の働きかけは行っておりません。今後大規模な地震が発生し、倒壊家屋からの救出が必要となったときには速やかに本庁へ情報提供頂き、消防や医療従事者、自衛隊等の到着を持って救出にご協力を頂きたいと、そのように考えております。また、災害弱者への災害対応というところでございますが、本

町では毎年、災害時に自力での避難が困難な方を対象に避難行動要支援者の登録について確認を行っております。登録にご承諾を頂いた方が名簿を作成し、居住地の自主防災組織への情報提供を行っております。地震発生時には、地域の自主防災組織におきまして、要支援者の支援、救助を行っていただくこととなっておりますが、各自主防災組織の具体的な支援体制や、行動計画につきましては本町では確認ができておりません。要支援者を安全に避難させるためには、地域における共助が大変重要となりますので、今後各自主防災組織を中心に福祉部局とともに連携を図りながら、地域で助け合える、体制づくりに努めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番(許斐潤一郎君)

先ほども課長のほうからも、今お話がありまして、先ほども宇田川議員のほうから自主防災組織とか、地域力等の活動とか、取り組んでいかないけないとかいうような話が出ておりましたけれども、やはり今後先細りして、そういうところがやはり難しくなってきたという現状があります。だから、やはりそこをもう少し踏み込んで対応していかなければ、助かる命も助からなくなってくるんじゃないかと思います。できれば一つの提案ではないんですけれども、やはり先ほども申しあげましたように声が出ない、耳が聞こえないとかですね、やはりいろんなあれがあると思いますけど、やはり見えますと、どなたかおられませんかって言って、消防警察、自衛隊の方なんか震災のときは回られていますけど、中から声が出せないという方もたくさんおられると思いますので、そこはちょっとした簡易的な競技で使う笛とか。それとか防犯ブザー、生徒さんとかが持っておられます、そういうのを持っておけば、声が出せなくても、そういうので、ここに音がしているからってというようなことで、ある程度、救済ができるんじゃないかと思いますので、その辺も踏まえて、いろいろな方策を考えていただければいいかなと思いますので、ぜひ検討してください。

次に移ります。最後になりますけれども、お聞きしたいのは、子供さんが災害に遭われて亡くなられたり、負傷されたり、痛ましいことがいつも起こりますけれども、現在の小学校や中学校の耐震及び避難対策は万全で、児童や生徒さん、教師の安全は担保されているのかどうか。お聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長(外園哲也君)

小学校の校舎につきましては、平成21年度に耐震診断を行い、耐震性が無いと判定されたものは、平成23年度に補強工事を行っております。体育館につきましては、平成25年度に耐震診断、平成27年度に補強工事を完了しております。また、中学校の校舎につきましては、平成8年建築、体育館は平成27年建築で、昭和56年に改正さ

れた耐震基準を満たしているため、耐震診断の必要はありません。小学校中学校の校舎、体育館ともに国の基準を満たしております。また、小中学校におきましては、非常災害を最小限にするため、教育指導計画で防災計画を立てており、自然災害への対応マニュアルなどで、登校中、在校中、下校中の対応を具現化しています。また、防災教育と年2回避難訓練を実施し、消防署員の指導も受けております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番 (許斐潤一郎君)

小学校と中学校の耐震補強はほぼ済んでおられるということですが、補強が済んでいても、やはり震災がどの程度のものか、マグニチュードが4とか3とかでも、近くとか浅い部分では、マグニチュードと震度は当然違うということはお分かりだと思いますけれども、そういうところによってできていてもやはり、どういうふうな被害が及ぶってというのは、これは本当に分かりませんが、中でも、やはりすぐ震災とかあったときにですね、地震が来たときは昔から机の下に入りなさいというような指導がありますが、果たしてその机ってというのがどのくらいの重さまで耐えられるかというのを、生徒さんとか先生方が分かっておられるのか、というようなのがあるんですけれども。そこでそういういろいろなことも考えられる中で、やはり1番いいのはやはり映像とか口頭で、震災、揺れを伝えるということも分かりますけれども、社会見学なんかで県の防災センターに行って、やはり揺れの体感ができるようになってはいますが、そういうふうな対応は、今後検討されているのか、今現在、年に1回各学年で行われているのかお聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長 (外園哲也君)

県の防災センターにつきましてはひと学年ですね、福岡のほうに行ったときに、体験するように、小学校のほうでは実施しております。また中学校におきましては救命救急、の講習も受けまして、全員が受けて、そのときに教職員も一緒に受けるというふうなこともやっております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番 (許斐潤一郎君)

対応はとられているということで、今後も、やはり続けて頂ければ子供さんたちも安心して学校生活を送れるんじゃないかなと思います。今回、何点かお聞きしましたが、県内では先ほども申し上げましたが、活断層や断層が連なる箇所が9か所もあると言われております。今後どの程度で地震による震災が起こるのか、町としても想定できないと思いますが、地震ばかりは日にちが特定できませんので、ふいに起こっても、少しでも被害が出ないよ

うに日頃から訓練を行い、町民の皆さんの財産、生命を守っていくことが、町長もよくおっしゃっていますが必要じゃないかなと思います。備えあれば憂いなし、大丈夫だと高をくくる意識だけは持たないことだと思います。震災に限らず、全ての自然災害に、住民は、自らの命は自らで守る、自主防衛意識を常日頃から持つことが、やはり私は1番ではないかと思います。官民一体となって毎年でも防災訓練が行えるように取り組んでもらいたいと思います。同時に、震災による家屋倒壊から命を守るセミナー開催も行っていただければ、なかなか講演会とかセミナーを行いましても、住民さんの意識で集まることはないと思いますけれども、当初の参加は少なくとも地道に継続していけば、少しでも意識は変えていけると思いますし、区長会なんかでもそういう取組やセミナーをしていただけましたら、区長が各地区に持って帰って、そういう指導をできるんじゃないかと思います。今後もやはり何が大事かと言いますと、生命が皆さん第一だと思いますので、その辺をしっかりと、町のほうも震災に対していつ来るか分からない震災に対して、取り組んでいってもらいたいと思います。以上で全ての質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、許斐潤一郎議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 16時35分 —

| 令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和6年3月13日 午後1時00分 |       |          | 的野信之     |      |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和6年3月13日 午後3時12分 |       |          | 的野信之     |      |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星正彦   | 出        | 13       | 篠原哲哉 | 出        |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出        |          |      |          |
|                          | 5                 | 野口美恵子 | 出        |          |      |          |
|                          | 6                 | 新谷留晴  | 出        |          |      |          |
|                          | 7                 | 的野信之  | 出        |          |      |          |
|                          | 8                 | 石井大輔  | 出        |          |      |          |
|                          | 9                 | 許斐潤一郎 | 出        |          |      |          |
| 10                       | 有働徳仁              | 出     |          |          |      |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 |                   |       |          |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 12                | 西藤典子  |          | 13       | 篠原哲哉 |          |

|                                        |         |       |   |                  |      |   |
|----------------------------------------|---------|-------|---|------------------|------|---|
| 職務出席                                   | 議会事務局長  | 広瀬真一  | 出 | 議会事務局長次          | 加藤優  | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町長      | 岡崎邦博  | 出 | 副町長              | 浅野彩  | 出 |
|                                        | 教育長     | 外園哲也  | 出 | 会計課長             | 武谷朋視 | 出 |
|                                        | 総務課長    | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備課長           | 西生卓矢 | 出 |
|                                        | 福祉人権課長  | 田鶴原竜二 | 出 | まちづくり課長          | 柴田隆臣 | 出 |
|                                        | 税務保険課長  | 石田克   | 出 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 |
|                                        | 管財課長    | 石田正樹  | 出 | 上下水道課長           | 神谷徹  | 出 |
|                                        | 健康子ども課長 | 沼野葉子  | 出 | 教育課長             | 森永健一 | 出 |
|                                        | 住民環境課長  | 大村俊夫  | 出 |                  |      |   |
|                                        |         |       |   |                  |      |   |
|                                        |         |       |   |                  |      |   |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結

令和6年3月13日 3月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦   |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 |          |          |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第2号鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議案第2号は条例の一部改正ではなく、全部改正という手段をとっているみたいだけでも、その理由を教えてください。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。今回の改正は地方自治法の一部改正に伴い改正するものですが、

全部改正とした理由は、規定の追加、削除、移動等により、一部改正の方式では分かりにくくなることや、全国町村会のモデル例規に合わせ改正を行ったことから、全部改正といたしました。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

提案理由の説明でもありましたけども、今回の法改正の主な変更点というのは何かあれば教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今回の法改正における変更点につきましては、提案説明でも申しましたように、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いと均衡の観点から条文上、勤勉手当の支給を可能とするための改正となります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

フルタイムの会計年度任用職員の処遇の改善というのが非常にはっきり出ておりまして、これはとてもうれしいことだと思うんですね。第2条、これ議案の何ページになりますかね、第2条を見ますと、前条の給与とありまして、フルタイム会計年度任用職員というところとあって、給与とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を、というふうに書いてあります。そして、そのあとは、パートタイムが書いてあるんですけども、あと3条などを見ますと、フルタイムの会計年度任用職員の場合は、給料は一般の職員の給与表に関する条例に定める給料表を準用し、給料表の適用範囲については規則で定める。その次の第4条のところも、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとにその複雑困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表に定める等級別基準職務表によるとする、と。さらにその次、フルタイムの方につきましては、詳しく非常にいいところが、いい内容が書いてあるんですね。ところが、先ほどの2条の後半には、パートタイム会計年度任用職員につきましては、給料じゃなくてももちろん報酬ですね、そして期末手当及び勤勉手当をいうと書いてあるんですね。私、一般質問で非正規職員の方の、特に最近では2022年ですかね。この会計年度任用職員ということがはっきり出されておりますけれども、非常にやっぱり給与が、私が質問しました答弁の中にも、10万ぐらいの月収の差がありま



した。10万以上ありましたね。そういったことで、何とかですね、そういう開きがないような、特に女性が圧倒的に多く従事していらっしゃるのではと思っているのですが、これ非常にフルタイムの処遇改善が出ているからうれしいんですけど、この間聞きましたら、鞍手町にはフルタイムはいなくて。

○議長（的野信之君）

西藤議員、質問は簡潔にお願いします。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

だからですね、今後町長はフルタイムのことが非常に書いてありますので、町の職員として、パートタイムではなくて、フルタイムをどんどん雇用するという見解をお持ちなんだろうと思いますが、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

一般質問の中でもお答えしたと思いますけども、鞍手町としては、7時間勤務を前提として会計年度任用職員の雇用を考えております。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

それではね、なかなか今の、現在の格差は縮まらないんじゃないかなと私は思いますが、次の質問ですね。次の質問は何ページになりますか、1番最後のほうのところですけどね、第25条です。第25条、給与条例第7条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。そしてその次、すいません、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、ごめんなさい、26条でした。第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及び職務の特殊性を考慮し、任命権者が特に定めるものとするということを書いてあります。この具体的な内容をお尋ねしたいんですが、

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。今、議員のご質問の部分については第26条のところかと思うんですけども、先ほどから町長言われますように、本町におきましては、パートタイムの会計年度任用職員を雇用しているというような状況ですけども、専門性が高い職種に関しては、その都度、近隣の状況等を見ながら、整理をさせていただいているというところがございます。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

そのほかにも、任命権者が決めるとか町長が決めるということがたくさんあります。その決めるときの考え方といいますか、そういったことを、やっぱりなるべく今非常に人材確保が難しい時代ですよね。しかも町の職員さんというのは、やっぱり私たちのこれからの生活に密接に関わってくる方でありましてね、やっぱり意欲を持って専門性を高めていただいて、そして対応していただくということが町民にとってもありがたいし、そういう方々にはやっぱりそれ相応の賃金をお支払いするという、町民としてもそれは当然だと思うわけです。そういったことで、少しでも皆さんが、特に女性の皆さんが、専門性を生かして、そして快くね、根気よく長く働かれるような状況をつくっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども課長が答弁しましたように、特殊性というのは、専門性、特に長年にわたり、特別な特に専門性の高い職種についていらっしゃる方、そういった方については、男女の差別なく、この条文に沿って雇用していきたいと思います。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

確認ですけれども、先日の一般質問のときに、会計年度任用職員の遡及ができるようになるということですが、それはどこをどう見たら、全部改正によって、どこでそういうことができるようになるのかというのを教えていただきたいと思います。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長 (高橋奈美江君)

お答えいたします。今回の処遇改善の部分で1番の要点につきましては、第2条の中で、期末手当及び勤勉手当をというところを追加をさせていただいております。遡及の内容につきましては、雇用通知書の中で記載をさせていただくという形で取り扱わせていただくようにしております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

これまでの条例では遡及ができなかったというふうに言われていましたけれども、それができるようになった理由をここでどう見たらいいのかっていうのを教えていただきたい。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長 (高橋奈美江君)

今回の遡及の部分につきましては、従前の鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第3条第3項の規定により遡及しないというふうな形になっておりましたが、今回の部分で給料表の改定の日にかかわらず翌年度から適用すると条例で定めております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

久しぶりに本会議で質疑します。少し緊張しております。よろしくお願いします。

この議案3号の中で、鞍手町立小学校等建設設計施工候補者選考委員の設置条例が提案された。この確認ですけれども、委員会設置に当たっては、5人で構成するという事になってはいますが、それは間違いないですか。確認をさせていただきたい。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

お答えいたします。こちら委員会のほうは今のところ、合計6名の方で構成する予定となっております。以上です。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

6人で構成するという報告ですけれども、その構成についてお伺いします。固有名詞は、いろんな問題が生じますので聞かなくてもいいと思いますが、どのような人を選任されようとしているのか、その基本的な考えだけお聞かせ願いたいと思います。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

お答えいたします。鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会の構成といたしましては、外部有識者として、建築デザイン専攻の大学教授、教育学専攻の大学教授、在

り方検討委員会からの代表、学校関係者として校長会・教頭会の代表の方、鞍手町の建築専門部門として管財課より1名ずつ、それぞれ1名ずつの合計6名とする予定にしております。以上です。

(3番 星 正彦君、挙手して発言を求める)

○3番(星 正彦君)

選考委員の選任については、ある意味、いま課長から報告されたように、専門性が問われてくるというふうに思うんですね。だから、従来のように、充て職でこの選考委員を選任するということであってはならない。特にこれ慎重に審査していただかなければならないというように、そういう必要があるというふうに思いますので、その点については、十分配慮して選任をしていただきたいと思いますし、お願いしておきたいと思います。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

その上の段、鞍手町地域公共交通運賃協議会、この中身について教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。昨年10月に道路運送法の改正に伴い、公共交通の運賃を決めるために、公共交通会議の分科会である運賃協議会の設置が必要となりました。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

公共交通会議の中で作ればいいんじゃないですかね、運賃については。そこで作ったのを公共交通会議、従来あるやつで決めてっていう形にはならないんですか。新たに別にやっぱり協議会をつくらないといけないんですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

今回の、道路運送法9条の改正に伴いまして、今までは公共交通会議の中で運賃のほうを決めていたんですが、それと別の運賃協議会というものを別に作って、そこで運賃のほう決めると。決めたものをですね、今までの従来公共交通会議に報告するという形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

1ページ目の、古いほうで言いますと第4条の3になっていますかね。町長または教育委員会とはなっているのが、この改正案では、町の執行機関はというふうが変わっておりますね。この意味をちょっとお尋ねしたいと思っております。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。これまで町長または教育委員会から、町の執行機関に変わったというところですが、この部分につきましては、法の改正に基づき、用語の修正を行っておるという形です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この内容ちょっとこの資料を見てみますと、子供の医療費とか、あるいは障害者の医療費とかそういったことの手続き上の問題のようにあるんですね、個人情報。最近もいよいよ健康保険証の問題とかで紐付けして、個人情報がかなり漏れたりしているわけですね。ですからこれについては十分個人情報が漏れないような手続きというか対策といふかね、町としてもしていただきたいと思っておりますが、そういうことについては何か施策が有るでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(的野信之君)

西藤議員に申し上げます。質疑が一般質問のようになっています。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そうですね、はい。すいません。

○議長(的野信之君)

答弁よろしいですか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

お願いしたいです。

(税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長（石田 克君）

お答えいたします。今回の改正につきましては、現行の健康保険証の発行が、令和6年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。このことによりまして、マイナンバーカードを利用した情報連携による、公費医療の受給資格の確認を行うことが必要となります。情報連携による資格の確認を行うためには、条例で個人情報の利用範囲を定めた上で、国の個人情報保護委員会に申請する必要がございますので、今回この条例の一部改正をするものとなっております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4、議案第5号鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第6号鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

鞍手町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、提案説明のときに、国が示す基準額との均衡を図るための一部条例改正との説明がありました。これ見てみますと、団長を含め減額になっています。今、非常に問題になっているのは、消防団員のなり手不足、財政不足、そういうことが非常に問題になっている。こういう中で、団長はじめ報酬、費用弁償を減額するということになっていますけども、その中で、今回新たに、例えば災害時に4時間未満勤務すると日当が4,000円、そして、4時間以上の場合の8,000円ということが新たに条例の中で

うたわれていると思うんですが、ちょっとそこで均衡を図ったということで理解していいですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

**○まちづくり課長 (柴田隆臣君)**

お答えいたします。今回の消防庁からの通達の要因ではございますが、それはやはり、今、星議員が言われたとおり、消防団員数が減少しているということで、消防団員の処遇改善を図りなさいという目的で、今回、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められております。今回の内容につきましては、基本消防団員各階級の年額報酬の見直しと、災害出動に対する出動報酬を新たに設けることとなっております。ご質問の、この見直し、今回の目的といたしまして、まず、新入団員の処遇改善が一つの目的となっております。新旧対照表でいきますと中ほどのほうになります。基本消防団員の団員階級の年額報酬、こちらのほうを3万1,500円から3万6,500円に増額をしております。これは国の指示によって増額をしたところでございます。またその他の階級にありまして、団長から班長までにつきましては、ご指摘のとおり今回減額措置となっております。しかしこれにつきましては、改正前の報酬額を見ていただきたいんですが、同額となっている階級が3つございます。そういった状況があるものですから、今回均衡のとれた報酬額に見直す必要があるというふうに判断をいたしまして、国の普通交付税の標準単価、そして近隣市町の報酬額、それと照らし合わせまして、事前に消防団との合意形成を図り調整を図ったものでございます。この減額の部分につきましては、これが出動報酬が発生するからということで減額したものではありません。以上です。

(3番 星 正彦君、挙手して発言を求める)

**○3番 (星 正彦君)**

消防団員のなり手が少ない。このことについては、今後考えていかなければならない。その中で、今言われたように処遇改善も含めて考えていく必要があると思うんですね。ただ今回、4時間消防団員が災害出動した場合に4,000円、そして4時間以上8,000円となっていますけども、これは、誰が4時間以上出動した、誰が8時間以上出動したというのは誰が確認するんですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

**○まちづくり課長 (柴田隆臣君)**

お答えをいたします。この時間のカウントにつきましては、災害現場において、各団員が何時にいつ到着したかっていうのは、これは計ることはできません。ですので、各団員の現場到着時間がばらばらでございますので、個々人の到着時間を確認することができないことから、各所属の分団長が各所属する団員から、現場の到着時間を聞き取るというふうにしております。また活動の終了時刻につきましては、火事が鎮火した場合

は団長が各分団長に集合を掛け、解散の指示を出します。その指示を出した時間を活動終了時間とすることで、消防幹部会の中で今確認をしているところでございます。ただし、到着時間の報告というのが非常に曖昧になるんじゃないかという議論もございまして、その幹部会の中で、その聴取の方法についていろいろと検討させていただきました。そういった中で、各分団長がしっかりと現場で団員から聴取していただく方法が1番いいんじゃないかという判断に至ったところです。確認事例といたしまして、スマホのアプリを使った事例も確認いたしました。到着時間の入力なんですけれども、それが災害現場で入力、現場以外のところでも入力が可能というものでございまして、非常に管理が難しいんじゃないかということで、その会議の中で意見が出たところです。そのようなことから、現場において団員が所属の分団長へ申告するというような形を取らせていただくことが、現時点では最良であると判断したところでございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今のところですけども、災害現場に着いたときからということですか。例えば分団に行くと、例えばポンプ車を取ってとか、それから解散の指示を出した時点で終了と言われましたけども、終わって後片付けなり、いろいろすることがあるんじゃないでしょうか。分団に帰ってですね。そういうのもあるとは思いますが、それはもう含めないということになるんでしょうか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えいたします。ご質問の災害に駆け付ける時間、そして終わった後終了して格納庫で片付けをする時間があると思います。その部分については、今回の従事時間の中4時間、もしくは8時間の中にはカウントしないということで確認をしております。出動に対しては、この報酬のほかに費用弁償が発生いたしますので、それで了解頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営



に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

厚労省から国交省及び環境省等の変更というのが見受けられますが、国が所管を変えた理由、これが分かれば教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。現在、水道事業行政は厚労省が所管しております。今回コロナウイルスの感染症法の影響を受けまして、公衆衛生に関する厚生労働省の機構が感染対策に特化される形で大幅再編化されております。今回60年ぶりに変わったというところでございます。水道行政につきましては、公衆衛生を担う厚生労働省が所管しておりましたが、これは昔、コレラとか、そういったところですね。水質が原因となる伝染病に対して、全国で水道普及させることで感染の拡大防止に努めたというところでございます。しかしながら、現在では、水道の普及率が全国で98%を超えております。伝染病の感染者につきましても激減しているところでございます。また水道のほうは近年、老朽化が深刻な問題となっております、年間2万件を超える漏水や、破損事故などが起こっているところでございます。また、災害等による断水ですね。そういったところになっております。そこで現在、水道のほうはインフラ整備の側面を持つところが強くなっておりまして、国土交通省へ移管することによって、その辺の強化を図るというところを目的と伺っております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第9号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。まず歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、22ページから33ページまで質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

33ページの隣保館施設整備事業費ってあるんですけど、これ500万ほど減額されているんですけど、これ、減額された内容を教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。隣保館施設整備事業費の設計業務費といたしまして、当初に令和5年度から令和6年度にかけて2,684万を計上し、基本計画、基本設計実績を行うことと計画していました。今年度入札を行った結果、委託費が1,847万2千、また今後ボーリング調査が必要な恐れがあるため300万を計上し、合わせて2,147万2千円となったことに、不用額が生じたため、補正しております。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

これ、整備をされていると思うんですけど、整備完了の時期っていつですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

建設予定年度は令和7年度でございます。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

25ページ、真ん中あたり、基幹システムの管理費、システム改善等の業務委託料として上がっておりますが、このシステムの概要を教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今回のシステム改修につきましては、戸籍附票システムに係る旧姓のふりがな及びふりがなの仮登録のための改修となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。4款衛生費から10款教育費教育費について、32ページから39ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから21ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

その他、補正予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

補正予算です。ごめんなさい。継続費、4ページです。庁舎の関係が出ていますが、令和5年度施工額が令和6年度に移行するように変更をされているというふうに言っておられますけれども、その理由を教えてください。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

**○管財課長 (石田正樹君)**

お答えいたします。この減額継続費の補正につきましては、令和5年度の出来高見込みの減少に伴いまして、継続費に係る本年度年割額が減額をしたため所要の補正を行うものでございます。したがって、個別の何か工事を中止したとか、そういったことではございません。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

全工程がありますよね。物件の引渡しとか、その全体スケジュールから見た場合に、今回の補正に伴うそういった変更、スケジュール変更等っていうのはないというふうに理解していいですか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

**○管財課長 (石田正樹君)**

お答えいたします。今回の補正に伴います要因に係りましては、全体のスケジュールに関しての影響はございません。ちなみに本年3月末の進捗率で言いますと、工期全体に対して約50%の進捗率となります。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第10号、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号、令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号、令和6年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の64ページをお開きくだ

さい。1款議会費及び2款総務費について、64ページから131ページまで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

103ページ、デジタル活用支援事業。この中身について教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。デジタル活用支援事業につきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進費用で、新庁舎移転を踏まえ窓口での待ち時間の短縮や業務の効率化を図るため、書かない窓口システムを導入するものです。なお、財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の財源を充当しております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

こういった機能というか、やっぱり簡略化していくんだろうと思うんですけど。本当に効率が上がるんですか。窓口に来られた利用者が、利用できるシステムかどうかというのは検証されたんでしょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回の書かない窓口につきましては、これまで、それぞれの、例えば住民票を出す場合、転入されてきた場合ですね。そうすると、いろんな箇所にいろんな業務の手続きをしないといけないんですけれども、1か所で行うことで、その情報が全ての課に連動されるようなシステムと今回なっておりますので、そこら辺は効率が図れるというふうに考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

内部のシステム的な情報ね。1か所で情報が済んでいるというのは分かるんだけど、それを使う、使い手側が、何て言うかな、戸惑ったりとか、そういったことがないですかっていうのをお尋ねしているんですが。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回の書かない窓口システムについては、利用者の利便性を1番に確保するものとなっております。今まで、紙に書いていたものが、全て職員が口頭で確認をしながら、整理をしていくというふうな形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

91ページです。地域まちおこし協力隊活動費なんですけど、これ前回、否決されていると思うんですけど、これ前回の内容から修正されていると思うんですけど、修正の内容を教えてください。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えいたします。町長の施政方針の中でもございましたが、これからの本町の課題といたしまして、人口の減少、それから、それに伴う空き家対策が今後重要になると考えております。そのようなことから、移住定住関係の業務のサポートを地域おこし協力隊の方にお願ひしたいというふうに考えております。具体的な業務といたしましては、空き家バンクの運営であったり、空き家の相談対応、それから移住定住ガイド、これをちょっとリニューアルを考えております。そのガイドの作成であったり、あとは町の魅力も一緒に、空き家の情報であるとともに情報発信をしていきたいというふうなことを考えておりますので、そういった業務に従事をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

この方たち、なのか方なのか分かりませんが、審査基準を教えてください。どうやって審査してそういう方を決めるのか教えてください。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

まず募集につきましては、一般社団法人の移住交流推進機構という組織がございますので、そこのサイトを活用して、まず募集をかけます。そして直接の面談が発生すると思うんですが、その面談の中でいろいろとヒアリングをさせていただくということで考えておりますが、そのメニューについては今のところまだはっきり考えておりません。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

期間は大体どれぐらいを目安に行う予定ですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

令和6年度につきましては、まず募集の期間を4月から5月の間を想定しております。

それでお申込みがありましたら、一月間をかけて面談、雇用まで結び付けたいというふうに考えておまして、実際の活動は7月から翌年3月までを考えております。それと、地域おこし協力隊につきましては、最大で3年間継続できるというふうになっておりますので、引き続き令和7年、8年と契約更新ができましたら雇用したいというふうに考えております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

その流れで上なんですけど、募集事務費っていう地域まち、おこしありますけど、この旅費で31万ぐらい上がっているんですけど、旅費で31万の内容を教えてください。

○議長（的野信之君）

答弁整理しますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時56分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時58分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。旅費につきましては、職員の旅費として東京行き、これは定額なんですけど、7万9,000円。掛ける2人、掛け2回を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

87ページ。太陽光発電の事業管理費で816万1千円上がっていますが、これはどこにお支払いをしているのでしょうか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。この太陽光発電事業の管理費につきましては、鞍手中学校の屋根で発電をしたものを売電しているという事業の管理費になります。今は、この管理費につきましては株式会社バイテックと委託契約を結んで売電事業を行っております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

この委託料と使用料とあるんですが、これは支払い期限というのはあるんでしょうか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。委託料につきましては、年度末に1年分をお支払いするという形になっております。こういった委託料、それから太陽光パネルの使用料も含めてお支払いをいたしますけれどもそれを上回る売電収入があるという現状でございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

93ページ、ふるさと納税の関係なんですけど、これ、一部の増額した算出基準、もしお持ちであれば、今年度このぐらい上がったから次年度っていうふうに計算されたのか、何かあれば。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

お答えいたします。この分につきましては、当初予算を組む段階で、12月末現在で、6億9,000万ほどのふるさと納税の寄附金が集まっております。その関係で、一応当初予算要求段階で、今年度は7億円という金額で歳入歳出予算を組んでおりましたが、さらに高い目標を持とうということで、さらに1億円ということで、大体1万2,500円の6万4,000件ほどの歳入を見込みまして8億円という形にさせていただいております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

記念品については本町をアピールするような内容の品物というか、そういったものが、含まれているのか。今後そういったものも検討していくのか、その辺のお考えを教えてください。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）



○産業振興課長（梶栗恭輔君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、現在、返礼品の総数が832品。うち鞍手町産品が391品でございます。なかなか小さい町でございます。特色のあるということが、大変難しゅうございますけれども、一応やっぱり本町におきましては、巨峰がメインになっております。さらにその鞍手町の巨峰を使った、優しい巨峰サイダーという、6次化の商品もふるさと納税の返礼品にさしていただいております。それ以外には、やはり町内でとれた、お米、野菜、それからその野菜を使った6次化商品。もう一つは本町にありますゴルフ場の利用券につきましても返礼品にしておりますので、町外からの寄附者の方が本町に来ていただいて、町の魅力をアピールするというようなところが主な特色ではないかというふうに考えております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

ふるさと納税に関しては、最近思った以上にというか、想定した以上に、例年増えてきているというふうに感じておりますが、そこで納税を頂いた、要するにお金ですね。これを今後どのように使っていくのか、もしくは納税された方のお気持ちに沿った使い方、そういったものもあるのかなと思っておりますが、その辺は今後どのように使っていく計画か何かお持ちなんでしょうか、町長。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

ふるさと納税をしていただく際に、7つの項目の中で選んで頂いてふるさと納税をしていただいております。それで今までにつきましては、ふるさと納税金は、基金に応援基金ということで、基金を積み上げておりましたが、今回この令和6年度予算の中で、一部取り崩しております。その使い道につきましては、小学校の学校建設に関わるところで取り崩しをさせていただいております。それは7つの項目の中の1つの項目としてありますので、それとして貴重なふるさと納税基金を使わせていただいております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

町長にお尋ねします。今町長言われたんですけどこれ、結構一般質問でも何回も言わさしてもらったんですけど、町長さっきおっしゃった7項目あって、納税される方たちはですね、自分たちでこの項目この項目って決めて納税できると思うんですけど。今回学校で、その一部を崩すって言ってたんですけど、過去、納税されてた方たちの気持ちってのは反映されてなかったってことですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほども申しましたようにそれぞれ基金を積み上げておきまして、それぞれの7項目につきまして、幾ら納税を頂いたかっていうものにつきましては把握をしておりますので、それぞれの項目について利用をさせていただくというふうに考えております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

97ページ、コミュニティーバス等の路線運行維持費が4,100万ほど上がっていますけれども、これ当初予算の概要の中に、もやいたクシーの運行に要する費用ってあるんですけども。このもやいたクシーの運用に対する費用なんですけど、これは1台当たり幾らとか、それとも乗車人数に対してのことなのか、その辺をちょっと教えていただきたい。それと、今現在ももやいたクシーが稼働1台1日何台稼働しているか、それもお願いします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。コミュニティーバス等の路線運行維持費4,100万の内訳なんですけど、これはすまいるバスともやいたクシー2つの運行維持費となっております。利用人数ですが、年間での把握でしかしておりません。すまいるバスが年間3万496人の利用、クシーが9,517人の利用とこれ令和4年度の実績となります。以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

私が聞いているのは、この台数と人数に対して、この4,100万という振り分けなんですけども、例えば1日1車両は、動くことに対する費用弁償、それなのかそれに対する人数を掛けたものなのか、その辺なんですよ。だけど今、利用者が1日平均すると、今私はもやいたクシーが9,000と言われましたか。すまいるバスが3千ですよ。あー3万ですよ。そうすると比率的には、すまいるバスのほうが大きいわけですよ。だからそういった部分で、1車両に対する費用弁償なのか、これ人数ではないわけですよ。1車両がどれだけ運行したかの費用ですよ。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

議員がおっしゃるとおり、1車両当たりの運行維持に対する金額となっております。

以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

それで、すまいるバスそれからもやいたクシー1日大体何台、稼働していますか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

すまいるバスにつきましては日に12便、往復12便、合わせまして24便の運行と  
なっています。すいません、もやいたクシーにつきましては、日に何台動いているか  
というのは今、把握はしておりません。以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

そうすると、この金額の費用のつかみ方というのはどういうふうか。

○議長(的野信之君)

すみません。質問は3回までになっております。既に3回しておりますので。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

分かりました。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

オンデマンド交通、近隣の自治体では既に導入を進めておりますが、これ本町独自の  
ものって何かありますか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。近隣ですと、宮若市、宗像市、岡垣町がAIオンデマンド交通の  
ほうを取り入れられております。大きく他の自治体と変わるところはないのですが、他  
の自治体ですと1時間前の予約が必要だとか、そういう縛りがあるのですが、本町とい  
たしましては、1時間の利用予約を無くしリアルタイムでの予約、もしくはICカード  
や電子マネーでの決済等も現在検討しております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

利用者への啓発、これをどのようにお考えでしょうか、

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。今現在考えておりますのが、広報紙での啓発、ホームページ、LINE等での周知、パンフレットの全戸配布、それと各団体・自治区への乗り方の説明会等できればと思っております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

利用可能者というのは、全町民が対象になるのかということと、それから現行のタクシーがありますよね。それとの差別化というのはどういうふうにお考えでしょうか。

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

○都市整備課長（西生卓矢君）

利用は町民の方だけではなく、町外からの誰でも利用できる形を取ろうと今、現段階では考えております。それと一般タクシーとの違いなんですけど、もちろん乗降場所も決まっております。タクシーでは、家の前まで迎えに来ていただいて、目的地まで運ぶというのですが、このAIオンデマンドタクシーは、もやいタクシーと同様、乗降場所も決まっております、そこら辺での差別化があります。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

○11番（栗田美和君）

103ページは、財政調整基金の積立っていうのかな。積立の根拠なんですけどね、退職金の積立基金とかそういうのはもう分かりますよね。そういう人数が大体分かるから、ある程度こう計算はできるんでしょうけども。それ以外、発展特別事業基金積立が去年と全くほとんど変わらないから、これ、こういう制度の中で積立ってことだろうと思いますけども、どういう根拠でこの積立がなされているのかね。残った分を余ったからって、失礼ですけども、みんなの努力によってこれだけの積み立てをして、だからそれを振り分けるとかそういう形なのか、そういうところを教えてください。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。過疎地域持続的発展特別事業基金積立金につきましては、毎年、3,500万のソフト事業の部分で積立を行っております。13万6,000円につきましては利息の分となります。以上です。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

○11番（栗田美和君）

私が言ったのは職員の退職手当についてはある程度制度的なものとか、退職される人

数が分かるからね。そこはそれじゃ、大体この数字が出てくるんだろうと思うんですけど、それ以外のところね。余ったから余剰金が出たから回そうとしているのか、当初からこれぐらい出るだろうということなのか、その根拠を教えてください。

○議長（的野信之君）

答弁整理させますので、しばらくお待ちください。

—— 休憩 14時11分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時13分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。こちらの積立金の部分につきましては、まず公有自動車購入基金積立金につきましては、後年の公用車の購入に充てるため、毎年、500万を計上させて積立てをさせていただいております。そのほかの部分につきましては、定期預金の利息というふうな形で積立てをさせていただいております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

91ページです。定住促進の奨励金交付金ですけれども、平成24年の1月2日から始まっています。こちら今現在何件程度の方が定住をしていただけているのでしょうか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。今現在補助世帯数でございますが、464世帯というふうになっております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。3款民生費及び4款衛生費について。132ページから207ページ

まで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

153ページ、総合福祉センター施設費です。今年の12月に閉館予定というふうに聞いていますけども、閉館の時期っていうのは、いつを想定しているんでしょう。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。閉館の時期としましては、令和6年12月末日をもって閉館する予定です。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますと、この予算は9か月間の予算だよということで理解していいんだろうと思いますけど、その後、次年度以降の建物については、どういう予定なんですか。町長、何か教えて、ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これにつきましても、前回だったか前々回だったか一般質問等もありまして、お答えをしていると思いますけども、プロジェクトチームを作りまして、計画を今策定をしております。その後、本部会議等でそれについての検討を行い、その後、福祉センターをどのように利活用するかということについて決めていこうというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますと、以前、町長ご答弁頂いたことから進展はしているんだと。けどまだ具体的なところが決まってない。いつぐらいにそういったものをまとめ上げて、対外的に公表して利用計画、例えば対外的にお貸しするなりお売りするなり、役場の施設として利活用するなりっていう答えはいつぐらいに出すご予定ですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これも検討中でございますが、できればということで話をしておりますけども、令和8年度中には、決めていきたいというふうに思っております。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番（石井大輔君）

161ページです。こども家庭センター、こちら先日一般質問の中で町長が言われた部分だと思うんですが、この1,189万6千円で専門的な方を入れられるっていう感じだと思うんですが、何名程度予定されていますか。

（健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める）

○健康こども課長（沼野葉子君）

お答えいたします。現在、設置しております母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子供家庭総合拠点の両機能を一体的に運営する施設として、こども家庭センターを設置する予定としております。体制としましては、センター長1名、統括支援員1名、児童福祉担当として社会福祉士等2名、母子保健担当として助産師が1名専任し、そのほか保健師5名が兼務として、健康こども課全体で体制を整えていく予定としております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

次です。163ページです。下のほうですけれども、家庭支援事業費こちら次のページの165ページに委託料とありますが、委託先はどちらでしょうか。

（健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める）

○健康こども課長（沼野葉子君）

委託先については、今後検討していく予定としております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

先ほどに戻ります、153ページ。福祉センターのことなんですけど、先ほど町長、令和8年ぐらいから新しく施設を運用していきたいという考えを今言っていましたけど。年間大体4,000万ぐらいの赤字が続いている施設なんですけど、令和6年12月に閉館した後、令和8年までの間は、その予算は出していくつもりですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

今、福祉棟では令和9年度末まで、学童保育として利用しております。そういったことから、令和8年度までに計画を策定したいということで答弁をさせていただいております。あと全てを、電源を切るとか何とかっていうことはできませんので、どのようにそれを切り分けることができるかどうかについては、今後検討しております。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

学童があるのは分かっています、承知しているんですけど。それ以外の大多数の部分  
はですね、閉館された後、何もない状態になります。その間、維持管理費とか掛かると  
思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

体育館のふれあい棟については、今後も継続して利用するようしております。特に  
ふれあい棟につきましては、避難所として考えておりますので、今後も利用します。保  
健棟、管理福祉棟については先ほど言いましたように、どのように、もちろん当然なが  
ら管理をしていくということになります。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。5款労働費から7款商工費について、206ページから229ページ  
まで質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

213ページです。こちら新規の就労者の育成総合対策費用として金額が上がって  
いますが、対象の方は何名でしょうか。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、ご夫婦が1件、それから個人の農家さん  
が2戸の合わせて3件分でございます。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

その下、山田錦の部分ですが、こちら評判の方はどうですか。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

山田錦でつくった、お酒はふるさと納税の返礼品にも上げております。評判はいいよ  
うです。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。8款土木費及び9款消防費について、228ページから253ページ



まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。10款教育費から14款予備費について、254ページから315ページまで質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

307ページです。体育館施設の整備事業費ですが、体育館、武道館のトイレの改修費用ですね、こちらは体育館も武道館ももう丸々変えるのか、それとももう電気だけとかを変えるのか詳細をちょっと教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長 (森永健一君)**

お答えいたします。この分に関しましては、トイレの洋式化と非接触型への変更という形になりますので、全体的な工事となります。以上です。

**○議長 (的野信之君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。14ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。14ページから63ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

その他予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

継続費です。小学校の関係の継続費が上がっております。一般質問では話題となって、質問等がありましたけども、改めて議案質疑で本議案に対して質疑をさせていただきます。

改訂版が6月に出て、改正版が直近で提示されましたけども、一般質問の中でも答弁されたとは思いますが、19億5,000万、この増額の中身について教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長 (森永健一君)**

お答えいたします。一般質問の部分と内容としてはちょっと同じになるんですが、事業費の増額の内容といたしまして、基本計画の項目ごとに説明いたします。また金額に

つきましては、今後の業者選定の際に支障が出ることも想定されておりますので、約という形で回答いたします。

まず、調査設計関係費用のうち、発注者支援業務に関して、当初計画では実施設計以降の導入を予定していましたが、発注段階からの支援が必要となったことから、約4,700万円の増となっております。

次に、工事費として基本設計中に精査することとして計上していなかった造成工事費、敷地の周辺であったり、出入口の拡張等になりますが、そちらの費用として約1億7,000万円。解体工事費としてアスベスト除去費用の新規計上分と、解体対象物ごとの単価の見直し分を含めて、2億8,000万円を追加しております。校舎建築費としては、主なものとして仮設校舎の建設費や、ZEBReady 相当での施設整備費用を新規に計上、本体工事の一部を減少したことなどにより、約8億6,000万円の増となっております。体育館建設費用として、空調設備の導入費用の見直しなどにより、約1億2,000万円の増となっております。給食共同調理場の建築費として、直近の給食調理場の整備事例を参考として単価を見直した結果、約2億3,000万円の増となっております。外構工事費として対象範囲の見直しや、草刈りや樹木伐採等により約2億7,000万円の増となっております。最後に関連費用として、ICT機器を除く普通備品に関して、当初計画では必要となる全体の40%を新規に購入することとしていましたが、備品等の規格の変更等を踏まえ、70%を新規に購入するように想定をしたことから、約1億円の増となっております。それぞれの項目について新規に計上したもののや、平米単価、対象範囲を大きく見直したものについて説明いたしましたが、この金額は物価上昇分も加味した金額であり、その他の項目に関しての物価上昇分を見込んだ事業費の増が生じております。これらの増となった費用の合計が約21億3,000万円。これに対してプール整備を取り止めたこと等により、減となった費用が約1億8,000万円。差引き19億5,000万円の増となっております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

## ○2番 (田中二三輝君)

令和10年4月開校を目指して作業を進めていかなきゃいけないっていうことは十分理解しているんですけども。総事業費がね、たったこの数か月間でここまで大きく変わるっていうのも理解できないし。今いろいろ理由を説明されていましたが、本当に減額の努力をされているのか、もしくは、真に教育に必要な設備だけをね、導入して、小学校として用意してもいいと思うんだけど。そういった努力っていう跡が全然伝わってこないんだけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

## ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。鞍手町の財政状況等は、会議していただいた職員のほうにも、非常に厳しい状況であることは皆認識しており、事業費の削減についても意識して会議のほうをしております。町長部局と支援業務者と教育委員会のほうで会議しているCM会議、町長部局と開発関係、建築関係、防災関係、放課後児童クラブ等の担当係長と教育委員会で検討している検討会議、設備の分科会。その中で校舎の各必要な部屋の調査であったり、放課後児童クラブであったり、共同調理場であったり、その辺の面積とか設備に関して十分協議をしております。また、ZEBやプール、非常用電源の連携橋、そういったものも何度も協議の中で繰り返し検討を行い、その結果、また町の執行部、また財政部局とも協議をしております、その中で決定した内容を教育委員会の中で協議いたしまして決定し、今回の基本計画の事業費のほう改定ということで、努力の意識っていうのはもちろんしてきておりますし、その中で決定したことを、すいません今回は上げさせていただいております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

かなりね、総事業費、当初出た基本計画では、町の負担が36%、新しいのは33%なんで、町の負担率は下がっています。下がっているように感じるんだけど全体が上がっているから町の持ち出しも上がっているという、何となくこう見た目上数字のマジックみたいな感じにも取れるんでね。そういった努力は十分分かるし、分かるんだけど、今後の物価上昇っていうのも当然想定、大きく上がっていくんじゃないかなっていう懸念もありますので、そういったところをもう一度ね、しっかり見て、減額するべきものは減額していくんだと。教育施設として真に必要なもの、それ以外のものっていうふうな色分けをしてでも減額の方で努力するという意識はありますか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

これからまた新しい会議体、今度は学校の先生等も入っていただいた会議体で、実際必要なもの不要なものっていうのは十分精査をしていき、その中で、もう絶対に必要なものっていうものをやっぱり精査してあげていきたいと思っておりますので、今後また、その分で精査していきたいと考えております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

今の流れで1点聞きたいんですけど、小学校の先生たちの人員不足ってのはよく聞くんですが、一貫校になった場合っていうのは、小学校の先生たちっていうのは逆にあふ

れるんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

今予定している学級数でいきますと、大体38名の教員でいいようになりますから、かなりの教員が余りますけど、ご存じのように福岡県下の教員が足りておりませんし、現実、町でも定数欠という状況になっておりますので、北九州教育事務所管内で連携してやっていくように考えております。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

教育長、もう一度お伺いしたいんですけど。現在は、小学校の先生たちは足りてないという話を聞くんですけど、一貫校になった場合には、鞍手町としては先生たちはあふれるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。そこら辺を分かりやすくちょっと説明してほしいのと、北九州とかおっしゃっていますけど、全国その統廃合とか多分今後進んでいくと思うんですが、その辺も。

○議長 (的野信之君)

有働議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっていますので一応注意をしておきます。

では、ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第13号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時34分 ——

~~~~ (予算特別委員会 第1回) ~~~~

—— 再開 14時57分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局局長（広瀬真一君）

報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 新谷留晴議員。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

以上のように決定しました。

次に進みます。日程第13 議案第14号、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今回、後期高齢者医療の保険料が上がっているというふうに思いますけれども、この中身についてお答えください。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合のほうで賦課を決定しております。保険料の算定につきましても、広域連合が行っておるんですけども、後期高齢者医療保険料の税率等の見直しが行われておりますのでご報告させていただきます。後期高齢者保険料につきましては、2年に1度見直しが行われております。令和6年度が見直しの期間と、見直しとなっております。まず均等割につきましては、令和5年度が5万6,435円でありました。令和6年度が6万4円となっております。所得割につきましても、令和5年度が10.54%、令和6年度が11.83%、1.

29%の増となっております。均等割につきましては3,569円増となっております。それとあと1点が、賦課限度額につきましても変更はあっております。令和5年度までが66万円が限度額でありましたものが、令和6年度から80万円というふうになっております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております。議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第19号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第20号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第21号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第22号 公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負、請負契約の締結を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第22号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会について、お諮りします。明日14日から17日までの4日間は、

委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、明日14日から17日までの4日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

— 閉会 15時12分 —

~~~~~○~~~~~



| 令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月21日 午後1時00分 |       |          |          | 的野信之 |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月21日 午後1時51分 |       |          |          | 的野信之 |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星正彦   | 出        | 13       | 篠原哲哉 | 出        |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出        |          |      |          |
|                          | 5                 | 野口美恵子 | 出        |          |      |          |
|                          | 6                 | 新谷留晴  | 出        |          |      |          |
|                          | 7                 | 的野信之  | 出        |          |      |          |
|                          | 8                 | 石井大輔  | 出        |          |      |          |
|                          | 9                 | 許斐潤一郎 | 出        |          |      |          |
| 10                       | 有働徳仁              | 出     |          |          |      |          |
| 出席                       | 13人               |       |          |          |      |          |
| 欠席                       | 0人                |       |          |          |      |          |
| 欠員                       | 0人                |       |          |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 12                | 西藤典子  |          | 13       | 篠原哲哉 |          |

|  |         |       |   |                  |      |   |
|--|---------|-------|---|------------------|------|---|
| 職務出席                                   | 議会事務局長  | 広瀬真一  | 出 | 議会事務局次長          | 加藤優  | 出 |
|  | 町長      | 岡崎邦博  | 出 | 副町長              | 浅野彩  | 出 |
|  | 教育長     | 外園哲也  | 出 | 会計課長             | 武谷朋視 | 出 |
|  | 総務課長    | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備課長           | 西生卓矢 | 出 |
|  | 福祉人権課長  | 田鶴原竜二 | 出 | まちづくり課長          | 柴田隆臣 | 出 |
|  | 税務保険課長  | 石田克   | 出 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 |
|  | 管財課長    | 石田正樹  | 出 | 上下水道課長           | 神谷徹  | 出 |
|  | 健康子ども課長 | 沼野葉子  | 出 | 教育課長             | 森永健一 | 出 |
|  | 住民環境課長  | 大村俊夫  | 出 |                  |      |   |
|  |         |       |   |                  |      |   |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 |         |       |   |                  |      |   |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |

## 令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)

- 日程第18 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第23号 副町長の選任
- 日程第23 閉会中の継続事件

令和6年3月21日 3月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦   |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 |          |          |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第7号から日程第4 議案第12号までの4件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○13番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第7号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第7号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可

決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第2号から日程第11 議案第9号までの7件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

## ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の  
締結

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第2号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第2号について、討論はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この議案が出ました時に、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例ということですね。おおいに私は期待したのでございました。しかしながら、一般質問で申しましたけれども、非正規の現在の町の職員の方については、期末手当と勤勉手当だけが追加されただけで、ほかのことは改善されていないということが分かって、かなり質問はしたんですけども、一定の最低限の前進はしたので賛成したいと思うんですけど。私は従来、その仕事に長年従事してきた非正規公務員の方が希望なされた場合には、正規公務員への採用の道が開かれるべきではないかと考えておりました。ところが聞いておりますとそれが出来ないということでございまして、一般質問の中で明らかになりましたけれども、現在、正規の職員の方が、男女ほぼ近いんですけど女性の方が少ないところが非正規の場合は23年度でありますと、男性が19%に対して、女性が81%ということでございました。結局これは、鞍手町の女性職員の方の給与が非常に低い、男性の賃金に比べても非常に低いということの意味しておりますね。このことが私は将来の年金にも関わってくると、そういうことで非常に将来に対しても不安を覚えています。何とかして、非正規職員の方はなるべく少なくして、パートタイムの方はなるべく少なくして、そしてフルタイムの、非正規でもフルタイムの方を増やしていただきたいと思うわけでありますが、財政上からいろいろ、なかなか難しい問題があると思いますけれども、将来についての改善への今回の是正は、千里の道も一歩の是正として賛成したいと思います。どうか将来に渡りましては、女性職員の方の賃金が10万円以上も低いというような状況が解消されますこと期待しております。以上でございます。

○議長(的野信之君)

西藤議員、今のは賛成討論ですか、反対討論ですか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

賛成討論です。将来の是正を大いに期待して、千里の道も一歩として賛成いたします。

○議長(的野信之君)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第3号について、討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第5号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第6号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第22号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本

案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第12 議案第13号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していただきましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。

(1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める)

## ○1番(許斐英幸君)

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべき

ものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり附帯意見を付すこととします。

附帯意見

【現在、「統合小学校」については、令和10年4月開校を見据え計画が進んでいる。しかしながら、本予算案に継続費として計上されている「小学校統合整備事業」に関し、その事業費は予想を超える高額な予算となっている。予算削減の努力はされていると思うが、建設資材の更なる高騰が推測される中、「統合小学校」は真に教育施設としての機能を持たせることにとどめ、予算特別委員会で多くの委員が指摘したZEBReadyの機能を除外し、予算削減につながる既存の建築技術で可能な環境にやさしい校舎とすること。また、計画全体の更なる予算削減の努力を強く求める。】  
ということでございます。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。岸田政権の新年度予算は、「暮らし破壊・大企業優先・大軍拡」の予算です。実質賃金は21ヵ月連続マイナス、年金も実質0.5%のマイナスです。社会保障費の自然増は1,400億円抑制し、異次元の少子化対策も子育て負担を国民と子どもたちに押し付ける、物価高騰も無為無策で暮らしを守れぬ予算案です。鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。来年度からは、後期高齢者医療に加え、介護保険料も引き上げられます。統合小学校建設費も通常の一般会計予算を超えるものを一般会計に盛り込み、議会に慎重審議・集中審議をさせず、議会をないがしろにしていると思います。高すぎる国保税の引き下げや町独自の介護保険料・利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。本予算には、低所得者に向けた給付金やAIを利用した新たな公共交通の導入や橋梁の改修及び町道の舗装改修など生活に直結する予算が計上され、また「こども家

庭センター」の新設など、子育て支援の拡充につながる多くの予算項目が計上されている。更に、新庁舎に関しては、当初予定されていた令和3年の開庁計画が諸事情により、本年10月末の完成に向け工事が安全に順調に進んでおり、令和7年1月開庁を目指した移転に関する予算も計上されるなど重要な事業計画となっている。一方、統合小学校の継続費に関しては、高額な建設費となっていることから、附帯意見を付している。この附帯意見は法的な拘束力を有していないことは十分承知しているが、その内容を真摯に受け止め予算執行することを期待し賛成討論とする。以上。

○議長（的野信之君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13 議案第14号から日程第17 議案第18号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○13番（篠原哲哉君）

議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第14号について、討論はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。昨年10月から始まったインボイス制度で、中小業者は大変な状況に追い込まれています。物価高騰が止まらない中、高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いは切実です。国は、国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。未就学児の均等割が5割軽減されるようになりましたが、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっていません。子どもの均等割を無くし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げて反対討論とします。

#### ○議長(的野信之君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります

次に議案第15号について、討論はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算に対し、反対討論を行います。令和6年度より、保険料の見直しが行われました。岡崎町長は、広域連合議員ではありませんが、高齢者を苦しめる保険料の値上げに対し、何にも声を上げず、何でも言いなりの行政を行っています。大幅な保険料の値上げの議案には反対します。

○議長（的野信之君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります

次に議案第16号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営

費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第18 議案第19号から日程第21 議案第22号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算

議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第19号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第22 議案第23号を議題とします。追加議案となりますので、タブレット端末機の更新をお願いします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第22 議案第23号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第22 議案第23号は、副町長の選任であります。現副町長であります浅野彩氏が令和6年3月31日をもって退職され、福岡県へ復職されることとなり、後任の副町長として、福岡県より派遣していただいく折尾敬敏氏を令和6年4月1日付で新たに選任い



たしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、折尾敬敏氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第22 議案第23号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第23号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第23号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第23号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第23号 副町長の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第23号は同意することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

— 休憩 13時42分 —

～～～（新副町長 折尾氏の紹介と本人挨拶）～～～

— 再開 13時46分 —

会議を再開します。日程第23 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりの、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

— 休憩 13時47分 —

～～～（現副町長 浅野氏より挨拶及び花束贈呈）～～～

— 再開 13時51分 —

会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和6年第2回定例会を閉会します。

～～～～～～～○～～～～～～～～

— 閉会 13時51分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的野信之          

議員           西藤典子          

議員           篠原哲哉

令和6年3月21日

鞍手町議会

議長 野 信 之

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名                     | 調査事項                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査                                                      |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査                                                               |